資料４

旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（素案）

【平成２６年度～３０年度】

平成26年（2014年）4月
旭　川　市

はじめに

暴力は重大な人権侵害であり，いかなる場合も許されるものではありません。特に，配偶者等からの暴力は，その被害者の多くが女性であり，男女共同参画社会の実現の妨げになるものです。

平成２４年４月に公表された，内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書によると，女性の約３人に１人は配偶者からの被害を受けたことがあり，約１０人に１人は何度も受けていると回答していることが報告されています。

本市における，配偶者等からの暴力相談の件数は横ばいでありますが，非常に深刻な内容が多く，対応が困難な場合も見受けられます。

また，平成２０年１月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正施行に伴い，配偶者からの暴力防止基本計画の策定が，市町村の努力義務とされました。

本市では，こうした背景を受け，配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を推進するため，平成２１年１０月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定しております。

この度，現行計画の計画期間が平成２５年度をもって終了することに伴い，基本計画の改定を行うこととなりましたが，配偶者暴力相談支援センターが中心となって被害者支援を実施するとともに，引き続き，研修会の実施や若年層を含む市民への啓発の強化など，関係機関・団体の皆さんとの連携を一層密にして，配偶者等からの暴力の防止，相談，支援等の体制整備に努めて参ります。

平成２６年（２０１４年）４月

旭川市長　西　川　将　人

目　　次

第１章　計画の策定に当たって
１　計画策定の趣旨 …… １
２　計画の位置付け …… １
３　計画の基本的視点 …… １
４　計画の期間 …… ２
５　計画の体系 …… ３
６　相談から支援までの流れ …… ４

第２章　施策の展開
○　基本目標１　配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進 …… ５
○　基本目標２　総合的な相談体制の充実 …… ７
○　基本目標３　被害者の早期発見と適切な保護 …… １０
○　基本目標４　被害者の自立支援の充実 …… １３
○　基本目標５　関係機関・団体との連携協力の推進 …… １６

第３章　計画の推進について
１　重点施策の設定 …… １８
２　計画の推進 …… ２０

＜資料編＞
１　配偶者からの暴力被害の現状 …… ２１
２　相談等の件数 …… ２３
３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 …… ３２
４　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策に関する基本的な方針（概要） …… ４０
５　旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄） …… ４５
６　旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱 …… ４６
７　旭川市女性一時保護事業実施要綱 …… ４８
８　民間シェルター（緊急一時保護施設）運営事業補助金交付要綱 …… ４９
９　旭川市ＤＶ及びストーカー行為等の被害者の保護に関する
住民基本台帳事務取扱要綱 …… ５１

第1章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，どんな理由があっても決して許されるものではありません。また，被害者の多くは女性であり，経済的自立が困難な状況におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは，個人の尊厳を害し，男女共同参画社会の実現の妨げとなるものです。

配偶者等からの暴力は，被害が潜在化しやすく，また，個人的な問題として捉えられる傾向がありますが，決して個人的な問題ではなく，社会全体における構造的な問題から発生するものであります。

このような状況を改善するため，国は，平成１３年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「ＤＶ防止法」という。)」を制定し，平成１６年には同法の一部改正が行われました。

本市においても，これまでＤＶ防止法の趣旨を踏まえ，女性相談室において配偶者等からの暴力の相談を行うとともに，関係機関・団体と連携し，被害者の保護・自立支援を行ってきました。

また，「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（以下「男女共同参画推進条例」という。)」では，第３条で「男女の人権の尊重」，第１３条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい，男女共同参画を阻害する，性別に起因する暴力の禁止を規定しています。

平成２０年１月には，市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱としたＤＶ防止法の一部改正法が施行され，「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画（以下「市町村基本計画」という。)」を策定することが，市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても，配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため，「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を平成２１年１０月に策定し，取組を進めてきたところです。

また，平成２５年６月にはＤＶ防止法及びストーカー規制法の一部改正法が成立し，法律の適用範囲の拡大や規制内容の強化が図られています。

本計画は現行計画に掲げられている取組の進捗状況や法改正の内容を踏まえ改定を行うもので，今後この計画に基づき着実に各種施策を推進することで，配偶者等からの暴力の根絶を目指します。

２　計画の位置付け

（１）この計画はＤＶ防止法第２条の３第３項の規定に基づく市町村基本計画です。
（２）男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。
（３）関係機関・団体は，相互に連携協力してこの計画の推進に当たります。
（４）市民に対し，この計画に基づいて実施する各種施策への理解と協力を求めていきます。

３　計画の基本的視点

（１）配偶者等からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。

（２）配偶者等からの暴力被害者の安全確保を第一に，被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり，被害者と子どもの適切な保護を行うなど，体制を充実します。
（３）被害者の自立のため，被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
（４）関係機関・団体と相互に連携協力し，配偶者等からの暴力防止や相談への対応，保護から自立支援まで，被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
（５）被害者が二次的被害を受けず，安心して支援を受けることができるよう，職務関係者の研修や啓発に努めます。

４　計画の期間

この計画の期間は，平成２６年度から平成３０年度までの５年間とし，ＤＶ防止法や国の基本的な方針が見直された場合，又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には，必要に応じて計画の内容を見直します。

※配偶者等からの暴力

本計画では，ＤＶ防止法が対象とする，配偶者や元配偶者，事実婚の状態にある者からの暴力，生活の本拠を共にする相手からの暴力のほか，恋人など親密な関係にある人からの暴力を含めたものを意味します。

また，ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）は，直訳すると家庭内暴力となりますが，ここでは，配偶者等からの暴力という意味で使用しています。

5　計画の体系

基本的な方向	基本目標	基　本　施　策	
配偶者等からの暴力の根絶	基本目標1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	広報啓発活動による普及	重点
		研修会等の実施	
		学校における予防啓発	
	基本目標2 総合的な相談体制の充実	相談体制の充実	重点
		相談員・職員の資質向上	
		精神的なダメージを受けている被害者とその子どもへの対応	
	基本目標3 被害者の早期発見と適切な保護	被害者の早期発見	重点
		被害者の同行支援	
		被害者の一時保護	
		母子生活支援施設への入所	
		子どもの安全確保	
		個人情報の管理	
	基本目標4 被害者の自立支援の充実	継続的な支援の充実	重点
		被害者の就業支援	
		援護制度の活用	
		住宅の確保	
		被害者の子どもへの支援	
		被害者への適切な対応	
	基本目標5 関係機関・団体との連携協力の推進	関係機関・団体との連携	重点
		民間シェルターへの財政的支援	
		母子生活支援施設への財政的支援	
		女性相談対応マニュアルの整備	

6　相談から支援までの流れ

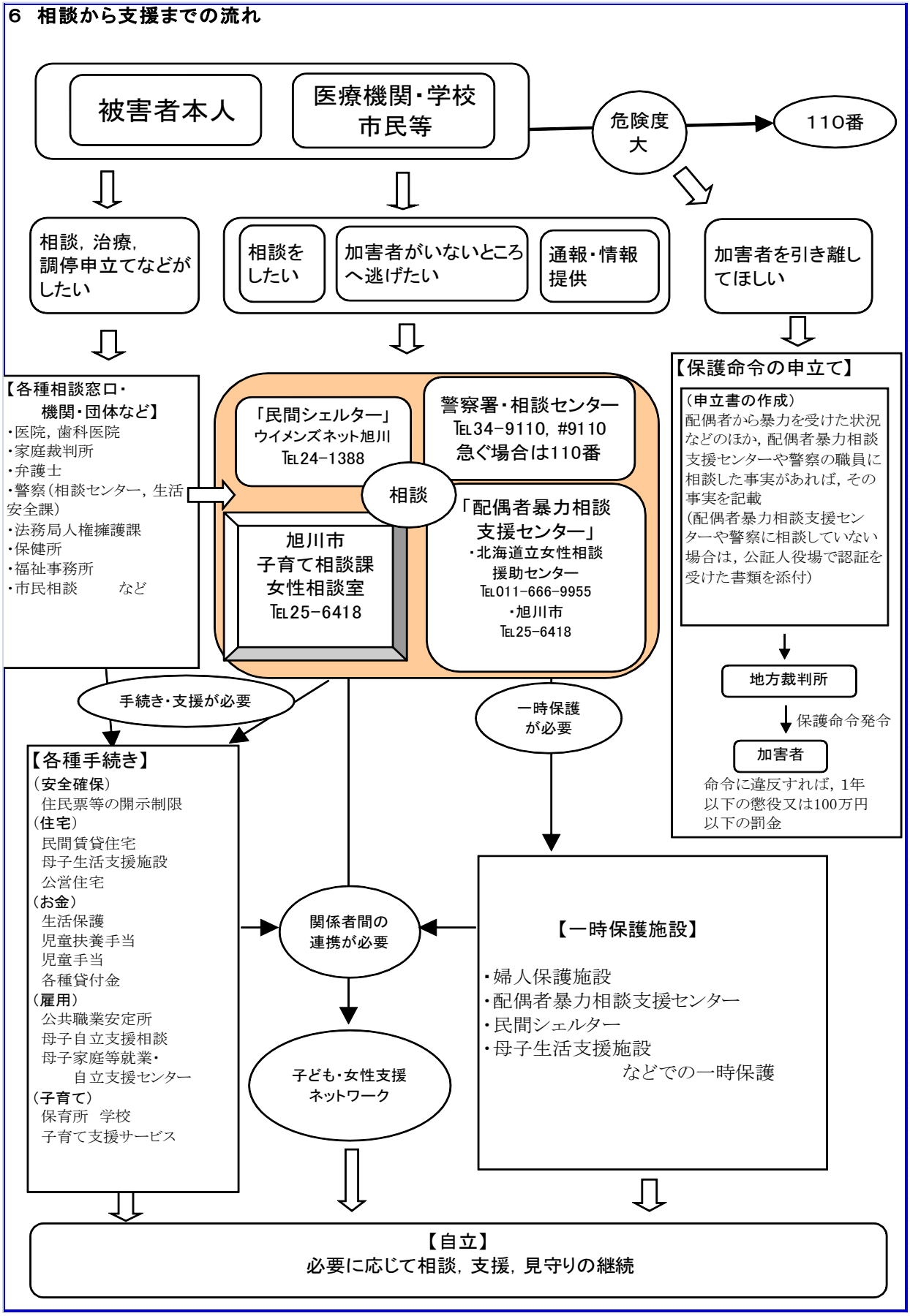

第2章　施策の展開

基本目標1　配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し，配偶者等からの暴力を容認しない社会づくりに取り組みます。

＜現状＞

配偶者等からの暴力は，家庭内など人目のふれることの少ない場所で発生し，身体的暴力だけではなく，精神的暴力，経済的暴力，性的暴力など重複して振るわれている深刻な場合が多く，また，依然として夫婦げんかの延長と捉える社会の認識があり，被害が表面化せず潜在化する傾向にあります。

配偶者等に対し暴力を振るうことが，犯罪となる行為を含む人権侵害であるとの認識や，暴力被害の実態，暴力の特性，被害者支援の仕組み等についての理解は，十分とは言えません。

子どものいる家庭においては，子どもが直接，間接的に被る暴力被害が指摘されており，配偶者等に対する暴力の目撃，その他子どもへ心理的外傷を与える言動も児童虐待となります。

また，内閣府の行った「男女間における暴力に関する調査」の中で，交際相手から被害を受けたと答えた若年層の被害が少なくないことが明らかになりました。

本市においては，各種パンフレット等を関係機関や学校，各施設，各家庭に配付するなど，配偶者等からの暴力防止に向けた啓発に努めております。

＜課題＞

○家庭内の暴力を夫婦げんかの延長としてではなく，配偶者等からの暴力が，社会的，経済的に対等ではない男女間の格差や役割意識を背景とした力による支配であり，人権侵害であるとの認識を浸透させていく必要がある。

○配偶者等からの暴力の根絶に向けた，広報啓発が必要である。

○配偶者等からの暴力被害から子どもを守るため，児童虐待との関わりについて啓発を行うことが必要である。

○恋人間で起こる暴力について，若年層に対する効果的な予防・啓発が必要である。

○家庭や学校において，あらゆる暴力は許されるものではないという意識が共有されるよう啓発に努めることで，継続的に安心できる地域社会の確立が必要である。

○情報を受け取ることが難しい場合がある外国人や障害者に対し，啓発を行う必要がある。

＜基本施策＞

基本施策	取　　組	主要担当課
広報啓発活動による普及	○啓発パンフレット等を活用し，配偶者や元配偶者，事実婚状態にある者，恋人など親密な関係にある人からの暴力に関する市民の意識を高める。 ○市民広報やホームページ等を有効活用し，家庭や地域における予防啓発に努める。 ○情報の格差が生じやすい外国人や障害者に対し，各団体やそのネットワーク等と連携して，啓発に努める。	政策調整課 子育て相談課
研修会等の実施	○関係機関・団体との連携により，研修会等を実施する。	政策調整課 子育て相談課
学校における予防啓発	○小中学校の教員研修において，男女平等や人権尊重についての理解を深めるため，男女共同参画に関する研修の機会を設ける。 ○学校の教育活動全体を通じて，人権尊重の精神を培うことを目指し，男女が互いに異性についての正しい理解を深め，男女平等の理念に基づく教育を，子どもの発達の段階に応じて進める。 ○若年層に対する予防啓発リーフレットを作成し，学校などの関係機関を通じて配布し，生徒・学生，教員，保護者などへの啓発を行う。 ○若年層に対する啓発のための出前講座などについて，関係機関と連携しながら実施する。	教育指導課 政策調整課 子育て相談課

基本目標２　総合的な相談体制の充実

女性相談室（配偶者暴力相談支援センター）では，配偶者等からの暴力をはじめ女性が抱える様々な問題について対応しています。

配偶者等からの暴力の相談に当たっては，被害者のおかれている状況を理解し，それぞれの事情に応じた的確な情報の提供と支援の内容を伝えることが必要となります。そうした情報提供等が，被害者の意向に大きく影響することもあり，相談員の資質の向上を図ることで対応してまいります。

＜現状＞

本市においては，女性相談室（配偶者暴力相談支援センター），家庭児童相談室，母子家庭相談室，発達支援相談室，市民相談センターなど，子ども・女性・ひとり親家庭に係る相談窓口が集約化されており，配偶者等からの暴力被害者にとって利用しやすい体制となっております。

被害者は，加害者への恐怖心，将来の見通しを立てられない不安と混乱，心身の不調などの問題を抱えており，相談に当たっては，被害者のおかれた状況や立場を十分に理解した上で対応に努めています。

さらに，配偶者等からの暴力は，家庭内で夜間に多く振るわれる実態にあります。

被害者に子どもがいる場合は，子どもが暴力を目撃することも考えられます。親の間の暴力は子どもへの児童虐待である一方，子どもが親から直接暴力を受けている場合もあり，子どもの心身の発達への影響が懸念されます。

子どもが，直接暴力の目撃や被害がなかったとしても，別居や離婚による転居や転校などの環境の変化によるストレスを抱え，心の傷となる恐れもあります。

＜課題＞

○被害者のおかれた状況や立場を十分に理解した上で，被害者の人権や意向に配慮した相談体制が求められている。

○配偶者等からの暴力については，緊急的な対応が必要となるため，２４時間相談できる体制が求められている。

○高齢者における配偶者等からの暴力は，する側もされる側もその事実を隠す傾向が強いことから，顕在化しないケースが多いと推定され，また，対応についても非常に難しい場合が多い。

○配偶者等からの暴力のある家庭において，子どもが直接的，間接的に受ける心身への影響や，その後の生活環境の変化による負担についての配慮が必要である。

○配偶者等からの暴力が社会問題化するなか，配偶者暴力相談支援センターの充実が求められている。

＜基本施策＞

基本施策	取　　組	主要担当課
相談体制の充実	○二次的被害を予防するため，女性相談室において関係機関と連携して対応する。 ○各相談員や職員の情報の共有化と連携を強化する。 ○被害者に子どもがいる場合は，家庭児童相談室と連携して対応する。 ○被害者からの苦情については，迅速かつ適切に対応し，誠実に処理するように努める。 ○関係機関との連携により，２４時間相談体制の整備を図る。	子育て相談課
	○定例相談室会議（年４回）の実施により，市相談窓口の連携を推進する。	子育て相談課 子育て支援課 市民生活課
	○高齢の相談者については，女性相談室と介護高齢課が連携して相談を実施する。 ○必要に応じて，介護保険等の制度を利用する。	子育て相談課 介護高齢課
	○心理的に不安を持っている相談者については，女性相談室と精神保健係の保健師が連携して相談を実施する。 ○必要に応じて，精神保健に係る制度を利用する。	子育て相談課 健康推進課
	○配偶者暴力相談支援センターの機能を充実する。 ※配偶者暴力相談支援センターの主な機能 ・配偶者等からの暴力相談，相談機関紹介 ・医学的，心理的なケア ・被害者の安全確保と一時保護の情報提供 ・就業促進・住宅確保・援護制度の情報提供 ・保護命令利用に関する情報提供 ・保護する施設の利用についての情報提供 ・保護命令に関する地方裁判所への提出書類の作成 ・地方裁判所への提出書類内容の説明 ・「配偶者からの暴力の被害者の保護（相談）に関する証明書」の発行	子育て相談課

基本施策	取　　組	主要担当課
相談体制の充実	○男女共同参画苦情処理委員制度において，性別に起因する暴力的行為，セクシュアル･ハラスメント（性的嫌がらせ），性別による差別的取扱いなどや市の施策に対する苦情の申出に対し，助言や改善要望を行う。	政策調整課
	○障害のある相談者については，女性相談室と障害福祉課が連携して相談を実施する。	子育て相談課 障害福祉課
相談員・職員の資質向上	○「女性相談対応マニュアル」や「子どもへの虐待対応マニュアル」等を活用し，各相談員や職員の研修を行うことで，資質の向上を図る。 ○被害者の置かれた立場に配慮した人材を育成するため，関係機関・団体と連携し研修会を実施する。	政策調整課 子育て相談課
精神的なダメージを受けている被害者とその子どもへの対応	○被害者に対しては，女性相談員が被害者の状況に十分配慮して相談を受ける。 ○専門的な診断が必要な場合については，保健所健康推進課と連携して対応し，状況によっては，専門医療機関を紹介する。 ○母子生活支援施設入所後については，施設の心理担当職員と連携して，相談を受ける。	子育て相談課 健康推進課
	○「家庭児童相談室」において，子どもに関する相談を受ける。また，配偶者等から暴力の実態がある場合は，女性相談室と連携して対応する。	子育て相談課

※家庭児童相談室（７の１０　第二庁舎２階）
　家庭内での子どもの養育，学校生活，非行など様々な問題について相談を受けている。
　また，児童虐待の相談・通告なども受けている。

基本目標3　被害者の早期発見と適切な保護

配偶者等からの暴力は，周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし，被害者自身が相談した時は，切迫した状況であることも少なくないため，被害者の早期発見とともに安全の確保に取り組みます。

＜現状＞

配偶者等からの暴力被害が深刻化する前の，できるだけ早い段階で，通報等により暴力を発見するためには，被害者の身近な人々や一般からの通報・支援が必要であり，学校や児童相談所などと連携しています。

とりわけ，医療関係者や民生児童委員などの福祉関係者については，暴力被害を発見しやすい立場にあり，ＤＶ防止法において通報が，守秘義務違反に当たらないことが明記されていることから，積極的役割を期待し連携を強めてきています。

また，女性相談室では，保護命令申立や安全確保についての情報提供を行っています。

配偶者等からの暴力で避難が必要な場合は，関係機関と協議して民間シェルターや母子生活支援施設で一時保護することで，被害者の当面の安全を確保しています。

被害者の安全を守るため，本人の申請により警察又は子育て相談課等で証明書を発行し，住民基本台帳法に基づく住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行や住民基本台帳の閲覧について，加害者からの交付請求を制限し，第三者からの請求は厳格な審査を行うなどの対応を実施しています。

＜課題＞

○問題が深刻となる前に，被害者を早期発見する必要がある。

○被害者に対する支援は，緊急を要する場合が多いため，支援を迅速に行う必要がある。

○配偶者等からの暴力は，夜間に発生することも多いため，夜間や休日にも対応できる緊急一時保護体制の整備が求められている。

○被害者が，一時保護施設退所後などに，指導員等の支援を受けながら自立に向けて準備できる中間的な施設の設置が求められている。

○医療，保健・福祉機関，保育所，幼稚園，学校，民生児童委員などと，連携・協力をしていく必要がある。

○関係機関・団体，学校，幼稚園，保育所，医療機関などは，被害者の子どもへの影響を理解して適切な対応を行う必要がある。

○安全確保のため被害者に関する情報の管理には細心の注意が必要となる。

＜基本施策＞

基本施策	取　　組	主要担当課
被害者の早期発見	○女性相談対応マニュアルを活用し，関係機関・団体と連携して，被害者の早期発見に努める。 ○医療，保健・福祉機関，保育所，幼稚園，学校，民生児童委員などとの連携・協力を通じて，被害者の早期発見に努める。 ○子どもの健診や生後４か月までの訪問指導などを通じて，被害者の早期発見に努める。 ○ケース検討会を通じて，早期発見につながるような連携の在り方について研究する。	子育て相談課 各課
被害者の同行支援	○女性相談員は，被害者の安全確保を第一に，適切なアドバイスや迅速な措置を実施し，必要があれば手続き窓口へ同行する。 ○被害者の一時保護で危険がある場合は，施設まで公用車で同行する。	子育て相談課
被害者の一時保護	○北海道立女性相談援助センター，民間シェルター，母子生活支援施設と連携して，被害者の一時保護により安全を確保する。 （道事業：配偶者からの暴力被害者の一時保護業務） ○母子生活支援施設と連携して，被害者の一時保護を実施する。 （市事業：旭川市女性一時保護事業） ○関係機関との連携を密にし，夜間や休日にも対応できる緊急一時保護体制の整備について検討する。 ○北海道立女性相談援助センターにつなぐ場合に，必要に応じて緊急一時宿泊，緊急移送，生活用品購入などを行う。 ○一時保護施設退所後などに，自立に向けて準備できる中間的な施設の設置について検討する。	子育て相談課
母子生活支援施設への入所	○経済的理由や配偶者等からの暴力の関係で，保護を必要としている母子家庭等が母子生活支援施設に入所することで，生活を安定させ，その後の母子の自立につなげる。	子育て相談課

基本施策	取　　組	主要担当課
子どもの安全確保	○配偶者等からの暴力と複合する児童虐待について，北海道旭川児童相談所と学校，幼稚園，保育所などの関係機関と連携し，被害者と同伴する子どもの保護や支援を行う。 ○女性相談員と家庭児童相談員が連携することで的確な支援を実施する。	子育て相談課
個人情報の管理	○「旭川市個人情報保護条例」に基づき，配偶者等からの暴力被害者の個人情報の適切な管理を行う。	各課
	○住民票等の開示制限を実施する。 ・住民票の写しの交付制限 ・戸籍の附票の写しの交付制限 ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限　など	市民課
	○被害者の住民登録地が，住民基本台帳データを扱う各課から加害者に漏洩（ろうえい）しないために，連携して必要な措置を講じるとともに，その対策について検討する。	市民課 各課
	○税証明等及び再発納付書の発行制限を実施する。	税制課 納税課

※民間シェルター

民間団体によって運営され，配偶者等からの暴力被害者を緊急一時的に保護する施設である。

※母子生活支援施設

母子家庭が生活上のいろいろな問題のため，母子の自立にとって支援・指導が必要な場合，母子ともに入所できる施設である。

基本目標４　被害者の自立支援の充実

被害者の自立をうながすためには，生活や経済的な基盤を安定させることが重要で，住宅の確保，就業の促進，援護などに関する制度の利用が適切に行われるように努めます。

また，被害者の立場に立ったきめ細やかで継続した自立支援に取り組みます。

＜現状＞

被害者の自立支援については，ＤＶ防止法において，生活保護法，児童福祉法，母子及び寡婦福祉法，その他の法令の定めるところにより，被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており，市においても，自立支援策及び支援制度を実施しています。

被害者が，自立して生活しようとする場合，住宅や経済的基盤の確保，子どもの学校や保育所などの手続き，離婚にかかわる法的解決の見通しを持つなど，いくつもの課題を解決していく必要があります。

＜課題＞

○被害者は，一時保護などの緊急的な措置の後も，就業支援，援護制度活用，住宅確保，子どもへの支援など，生活基盤を整えるために，被害者の状況に応じたきめ細やかで継続的な自立支援が必要となる。

○被害者とその同伴する子どもについて，住所変更ができないことで不利益とならないように配慮する必要がある。

○各窓口における被害者支援の実施について，担当者の異動や不在に左右されない体制が求められている。

＜基本施策＞

基本施策	取　　組	主要担当課
継続的な支援の充実	○被害者の自立支援に向けて，就業支援，援護制度活用，住宅確保，子どもへの支援など，継続的な支援を行う。 ○被害者に係る支援制度等と担当窓口を取りまとめたパンフレットを配付する。 ○被害者の子どもについて，教育委員会と連携し，就学等に関する必要な措置について，助言等の支援を行う。	子育て相談課

基本施策	取　　組	主要担当課
被害者の就業支援	○母子家庭等に対する自立支援策を実施する。 ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談，セミナー等の実施 ※子どものいる被害者は，センターの利用対象者となるため，積極的に情報提供や助言に努める。 ・ハローワーク旭川のマザーズコーナーとの連携 ※ハローワーク窓口と，被害者の状況等の理解と配慮した対応がなされれるよう連携する。 ・母子家庭等の母に対する技能習得支援 （母子家庭自立支援給付金） ・母子家庭等に対する子育て・生活支援員を派遣 （母子家庭等日常生活支援事業） ・母子家庭等に対する各種資金の貸付 （母子福祉資金等貸付金）	子育て相談課
援護制度の活用	○被害者の自立にあたり，援護制度が必要な役割を担うことから，各窓口と連携のうえ円滑な対応を行う。	子育て相談課
	○手当等の申請について。 ・所定の書類の提出による児童扶養手当の支給 ※ＤＶ保護命令を受けている場合，又は，逃避１年後から受給対象 ・配偶者からの暴力に係る証明等による児童手当の支給 ・市民課の住民票等開示制限に係る証明等によるひとり親家庭等医療費受給者証の発行	子育て支援課
	○公的な証明書の提出等により，国民健康保険被保険者証の発行について配慮する。	国民健康保険課
	○女性相談員との面談等により状況を把握し，本人の申請により支援を決定する。 ・生活保護の受給 ・生活つなぎ資金の貸付	保護課
住宅の確保	○公的な証明書の提出により，市営住宅への入居について配慮する。	住宅課

基本施策	取　　組	主要担当課
被害者の子どもへの支援	○公的な証明書の提出により，子どもの保育所への入所に配慮する。	こども育成課
	○住所が確認できる書類等により，子どもの小中学校への転入学に配慮する。 ○本人の申請により，小中学校の保護者に就学援助費を支給する。	学務課
被害者への適切な対応	○被害者は，現住所に住民登録をできないなど，特殊な条件にある場合が多い。また，被害者への対応を適切に行うためには，関係職員が，配偶者等からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要なことから，担当者の異動や不在などにも対応できるよう，円滑な事務の引き継ぎや職場研修などによる体制づくりに努める。	各課

基本目標５　関係機関･団体との連携協力の推進

被害者とその子どもが，緊急一時保護に始まり，その後，地域で安全に暮らしながら，自立した生活を目指していくために，一つの機関による支援ではなく，関係する機関や市の各制度を所管する部局が密接に連携していくように努めます。

また，多様な機能を持った関係機関・団体と連携して，それぞれの役割を活かした支援のネットワーク強化に努めます。

＜現状＞

平成１５年８月に「旭川市子ども・女性支援ネットワーク（１８機関・団体で構成)」を設置し，実務者会議等を開催するなど，関係機関・団体や市役所内関係部局が連携して支援に当たっています。

また，北海道立女性相談援助センターや北海道旭川児童相談所などの専門機関とは，役割を分担して問題に対処しています。

さらに，独自のネットワークを持って積極的に被害者支援に取り組んでいる民間支援団体に対しては，シェルター運営や施設整備に対し，財政的支援を行っています。

＜課題＞

○配偶者等からの暴力被害者に対し，的確で迅速な措置を行うためには，関係機関・団体の連携が不可欠となる。

○市は，民間支援団体の育成，支援を行うとともに，関係機関・団体の連絡調整をする必要がある。

○関係機関と民間支援団体が連携して，被害者の意思を尊重した支援を実施していくことが必要である。

○北海道の配偶者等の暴力被害担当と，さらに連携を深めていく必要がある。

＜基本施策＞

基本施策	取　　組	主要担当課
関係機関・団体との連携	○被害者の保護，自立支援に関わる施策を総合的に推進するため，関係機関・団体の連携，協力を推進する。 ○市は，具体的な問題解決に向けた関係機関のネットワークづくりを進めるとともに調整を図る。 ○積極的に活動している民間団体と連携することで，被害者への支援体制の充実に努める。 ○警察と連携して，被害者の安全を確保する。 ○「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」において，関係機関・団体の情報の共有化と問題への対応の協議を行う。	子育て相談課
民間シェルターへの財政的支援	○被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援する。	子育て相談課
母子生活支援施設への財政的支援	○母子生活支援施設について，旭川市北星のぞみ荘と統合整備するために，民間施設を移転増改築したことに対し，財政的な支援を継続する。	子育て支援課
女性相談対応マニュアルの整備	○「女性相談対応マニュアル」を充実し，関係機関・団体に配付することで，連携を図っていく。	子育て相談課

第3章　計画の推進について

1　重点施策の設定

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に係る施策を，より効果的に推進するため，各基本目標の基本施策のうち，より緊急性・重要性の高い以下の５つの施策を重点施策とします。

重点施策	取　　組	主要担当課
＜重点施策１＞ 広報啓発活動による普及 （基本目標１）	○啓発パンフレット等を活用し，配偶者や元配偶者，事実婚状態にある者，恋人など親密な関係にある人からの暴力に関する市民の意識を高める。 ○市民広報やホームページ等を有効活用し，家庭や地域における予防啓発に努める。 ○情報の格差が生じやすい外国人や障害者に対し，各団体やそのネットワーク等と連携して，啓発に努める。	政策調整課 子育て相談課
＜重点施策２＞ 相談体制の充実 （基本目標２）	○配偶者暴力相談支援センターの機能を充実する。 ※配偶者暴力相談支援センターの主な機能 ・配偶者等からの暴力相談，相談機関紹介 ・医学的，心理的なケア ・被害者の安全確保と一時保護の情報提供 ・就業促進・住宅確保・援護制度の情報提供 ・保護命令利用に関する情報提供 ・保護する施設の利用についての情報提供 ・保護命令に関する地方裁判所への提出書類の作成 ・地方裁判所への提出書類内容の説明 ・「配偶者からの暴力の被害者の保護（相談）に関する証明書」の発行	子育て相談課
＜重点施策３＞ 被害者の早期発見 （基本目標３）	○女性相談対応マニュアルを活用し，関係機関・団体と連携して，被害者の早期発見に努める。 ○医療，保健・福祉機関，保育所，幼稚園，学校，民生児童委員などとの連携・協力を通じて，被害者の早期発見に努める。 ○子どもの健診や生後４か月までの訪問指導などを通じて，被害者の早期発見に努める。 ○ケース検討会を通じて，早期発見につながるような連携の在り方について研究する。	子育て相談課

重点施策	取　　組	主要担当課
＜重点施策４＞ 継続的な支援の充実 （基本目標４）	○被害者の自立支援に向けて，就業支援，援護制度活用，住宅確保，子どもへの支援など，継続的な支援を行う。 ○被害者に係る支援制度等と担当窓口を取りまとめたパンフレットを配付する。 ○被害者の子どもについて，教育委員会と連携し，就学等に関する必要な措置について，助言等の支援を行う。	子育て相談課
＜重点施策５＞ 関係機関・団体との連携 （基本目標５）	○被害者の保護，自立支援に関わる施策を総合的に推進するため，関係機関・団体の連携，協力を推進する。 ○市は，具体的な問題解決に向けた関係機関のネットワークづくりを進めるとともに調整を図る。 ○積極的に活動している民間団体と連携することで，被害者への支援体制の充実に努める。 ○警察と連携して，被害者の安全を確保する。 ○「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」において，関係機関・団体の情報の共有化と問題への対応の協議を行う。	子育て相談課

２　計画の推進

（1）市役所内推進体制

計画の推進を図り，配偶者等からの暴力防止や被害者支援に係る施策を，市役所内関係部局が連携して進めるため，関係課職員を構成員とする「配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議」を開催します。

＜配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議＞

区　分	部	課	係
構　成	総合政策部	政策調整課 （男女共同参画担当）	
	税務部	税制課	税制係
	市民生活部	市民課	市民係
	福祉保険部	国民健康保険課	国保保険料係
		介護高齢課 （介護１１９番担当）	
		障害福祉課	障害事業係
		保護第１課	相談支援係
	子育て支援部	子育て支援課 （青少年担当）	
		子育て支援課	子育て助成係
		こども育成課	保育係
		子育て相談課	子育て相談係
	経済観光部	経済総務課	雇用労政係
	都市建築部	住宅課	市営住宅係
	学校教育部	教育指導室学務課	学務係
		教育指導室教育指導課	

（2）関係機関・団体との連携

配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策は，児童虐待防止と合わせて，継続的・総合的に取り組むことが必要であり，毎年度，関係機関・団体を構成メンバーとする「旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議」において，計画の進捗状況を報告し，その意見を踏まえながら計画の推進を図ります。

＜資料編＞

１　配偶者からの暴力被害の現状

内閣府が平成２４年４月に公表した「男女間における暴力に関する調査」報告書より

（1）配偶者からの被害経験（女性）

・配偶者からの被害の経験あり　：　約３人に１人（32.9％）
・身体的暴行を受けたことあり　：　約４人に１人（25.9％）
・心理的攻撃を受けたことあり　：　約５．５人に１人（17.8％）
・性的強要を受けたことあり　：　約７人に１人（14.1％）
・上記被害が何度もあった　：　約１０人に１人（10.6％）

＜配偶者からの被害の相談の有無（過去５年以内の被害）＞

・相談した　：　55.0％
・相談しなかった　：　41.4％
・無回答　：　3.6％

＜配偶者から最初に被害を受けた時の行動＞

・相手と別れた　：　5.6％
・別れたい（別れよう）と思ったが，別れなかった　：　49.1％
・別れたい（別れよう）とは思わなかった　：　34.2％
・無回答　：　11.1％

＜配偶者と別れなかった理由＞

・子どもがいるから，子どものことを考えたから　：　57.3％
・経済的な不安があったから　：　18.9％
・これ以上は繰り返されないと思ったから　：　5.7％
・相手が別れることに同意しなかったから　：　3.5％
・相手の反応が怖かったから　：　3.1％
・周囲の人から，別れることに反対されたから　：　2.6％
・世間体が悪いと思ったから　：　2.2％
・相手には自分が必要だと思ったから　：　1.8％
・その他　：　4.9％

＜配偶者からの被害により命の危険を感じた経験（結婚したことのある人）＞

・被害を受け命の危険を感じた　：　4.4％
・被害を受けたが命の危険は感じなかった　：　24.7％
・これまで被害をまったく受けたことがない　：　65.5％
・無回答　：　5.4％

（2）交際相手からの被害経験（女性）

・交際相手からの暴力があった　：　13.7 %
・交際相手からの暴力はなかった　：　85.3 %
・無回答　：　1.0 %

＜交際相手からの被害の相談の有無＞

・相談した　：　62.3 %
・相談しなかった　：　34.2 %
・無回答　：　3.5 %

＜交際相手から最初に被害を受けた時の行動＞

・相手と別れた　：　46.6 %
・別れたい（別れよう）と思ったが，別れなかった　：　41.8 %
・別れたい（別れよう）とは思わなかった　：　8.9 %
・無回答　：　2.7 %

＜交際相手と別れなかった理由＞

・相手が別れることに同意しなかったから　：　23.0 %
・相手には自分が必要だと思ったから　：　21.3 %
・これ以上は繰り返されないと思ったから　：　18.0 %
・相手の反応が怖かったから　：　13.1 %
・経済的な不安があったから　：　4.9 %
・世間体が悪いと思ったから　：　1.6 %
・周囲の人から，別れることに反対されたから　：　1.6 %
・その他　：　16.5 %

＜交際相手からの被害により命の危険を感じた経験（10 歳代～ 20 歳代で交際相手がいた人）＞

・被害を受け命の危険を感じた　：　3.2 %
・被害を受けたが命の危険は感じなかった　：　10.2 %
・これまで被害をまったく受けたことがない　：　85.3 %
・無回答　：　1.3 %

＜交際相手からの被害による生活上の変化（複数回答）＞

・心身に不調をきたした　：　34.2 %
・夜，眠れなくなった　：　15.1 %
・異性と会うのが怖くなった　：　11.6 %
・転居（引越し）をした　：　11.6 %
・仕事（アルバイト）をやめた・変えた　：　11.0 %
・外出するのが怖くなった　：　9.6 %
・学校（大学）はやめなかったが，しばらく休んだ　：　3.4 %
・仕事（アルバイト）はやめなかったが，しばらく休んだ　：　1.4 %
・学校（大学）をやめた・変えた　：　0.7 %
・その他　：　2.1 %
・特にない　：　39.7 %
・無回答　：　4.8 %

２　相談等の件数

（1）全国の状況

①女性相談の件数

全国の女性相談件数は増加しており，平成２３年度は 288,313 件で前年度に比べ約 5,5 %，15,105 件増加しています。

（単位：件）

区　分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
全　国	256,749	260,228	270,136	273,208	288,313

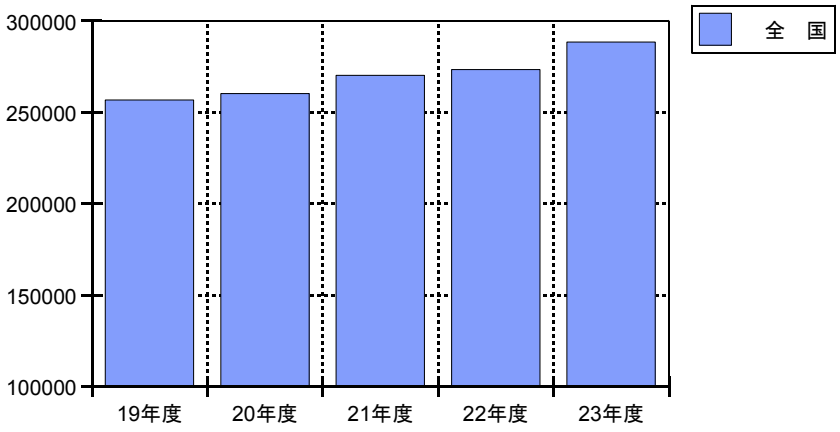

※福祉行政報告例「婦人第１表」

②配偶者からの暴力の相談件数

全国の配偶者からの暴力の相談件数は増加しており，平成２３年度は 82,099 件で前年度に比べ約 6,1 %，4,765 件増加しています。

（単位：件）

区　分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
全　国	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099

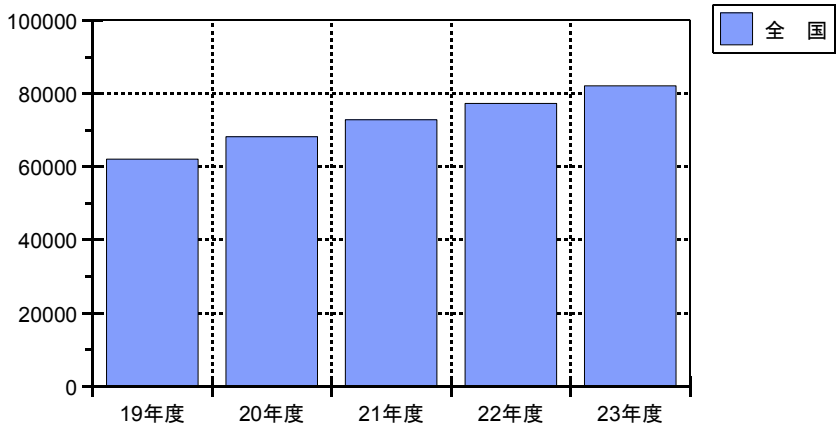

※「配偶者からの暴力に関するデータ」（内閣府）の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

③一時保護人数（夫等の暴力を理由とした同伴家族を除く本人分）

全国の一時保護人数は年度により増減がありますが，平成２２年度は 4,579 件で前年度に比べ約 2,2 %，102 件減少しています。

（単位：人）

区　分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
全　国	4,565	4,549	4,666	4,681	4,579

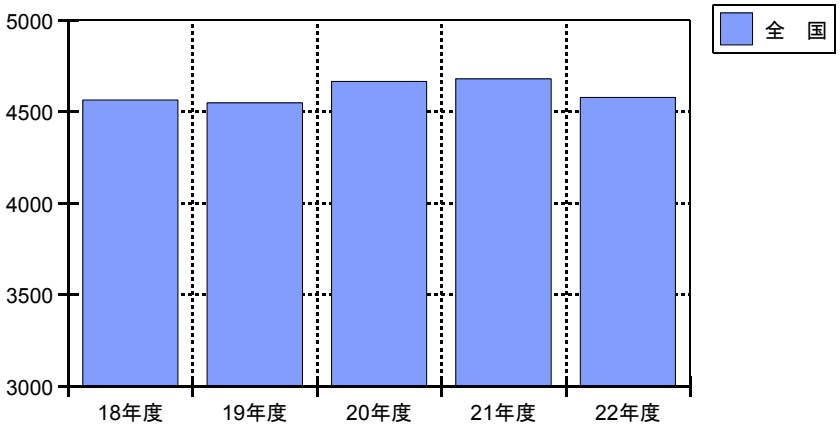

※「配偶者からの暴力に関するデータ」（内閣府）の婦人相談所における一時保護件数

④「配偶者の暴力被害」に係る保護命令の申請受理件数

全国の「配偶者の暴力被害」に係る保護命令の申請受理件数は年度により増減がありますが，平成２４年度は　　件で前年度に比べ約　　%，　　件増加しています。

（単位：人）

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
全　国	3,147				

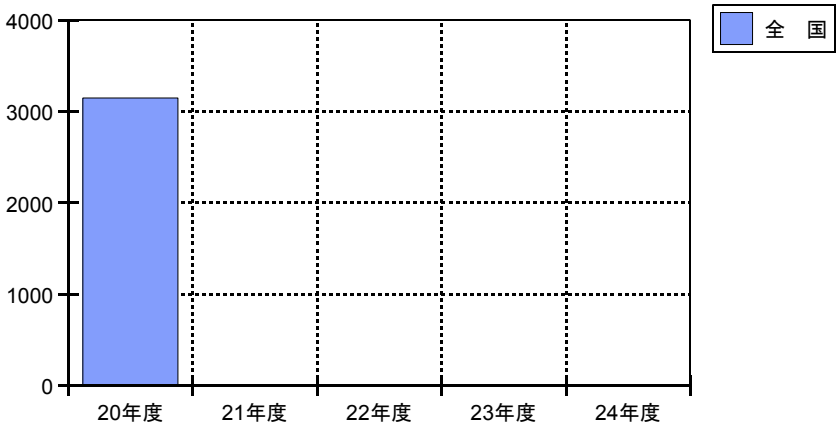

※旭川地方裁判所調べ（申請受理後に保護命令を出した件数は不明）

(2)北海道の状況

①女性相談の件数

北海道の女性相談件数は年度により増減がありますが，平成２３年度は 10,436 件で前年度に比べ約 0,6 %，71 件減少しています。

（単位：件）

区　分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
北　海　道	11,214	10,489	10,571	10,507	10,436

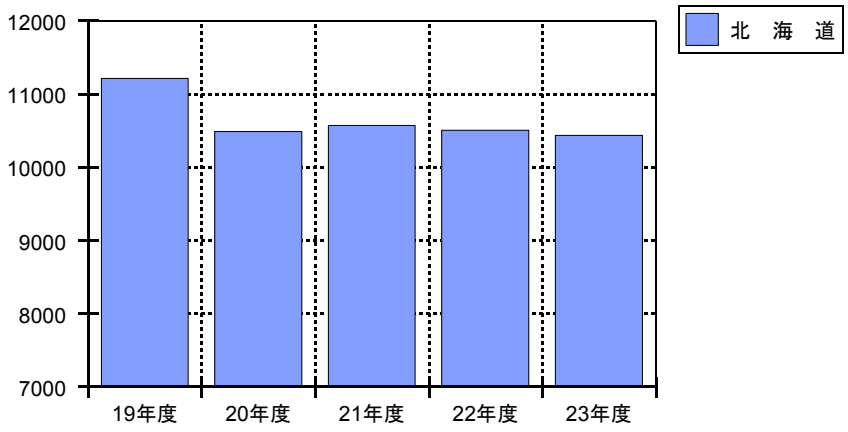

※福祉行政報告例「婦人第１表」

②配偶者からの暴力の相談件数

北海道の配偶者からの暴力の相談件数は年度により増減がありますが，平成２３年度は 1,647 件で前年度に比べ約 7,8 %，120 件増加しています。

（単位：件）

区　分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
北　海　道	1,639	1,597	1,583	1,527	1,647

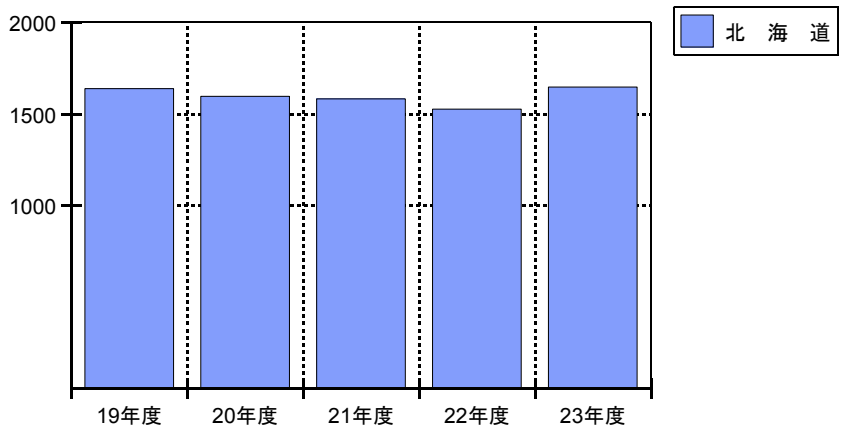

※「女性相談のあらまし」（北海道立女性相談援助センター）

③一時保護人数（夫等の暴力を理由とした同伴家族を除く本人分）

北海道の一時保護人数は，北海道立女性相談援助センターでは，ほぼ横ばいとなっていますが，一時保護委託（民間施設への委託）では，近年増加傾向となっています。

（単位：人）

区　分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
北海道立女性相談援助センター	106	98	107	102	110
一時保護委託	185	192	182	194	201

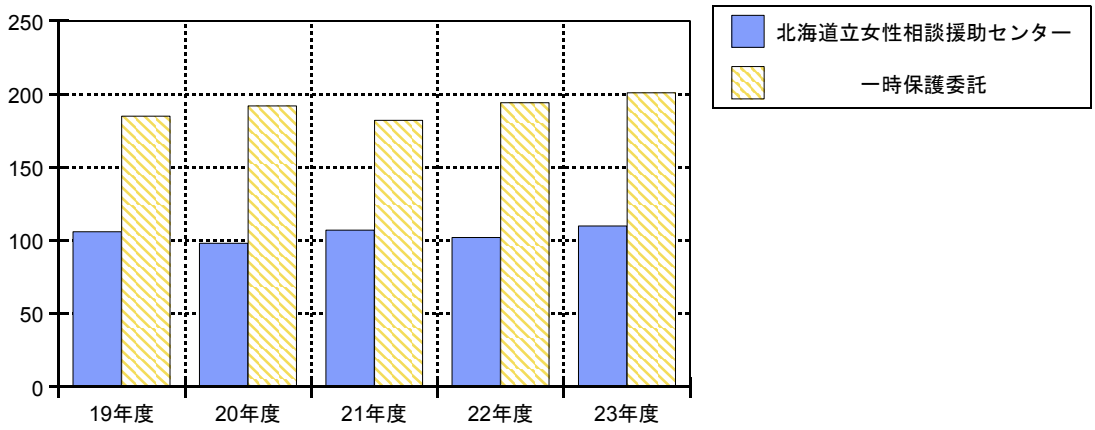

※「女性相談のあらまし」（北海道立女性相談援助センター）

※一時保護委託は，民間シェルター８団体，母子生活支援施設３施設（平成２３年度現在）

④「配偶者の暴力被害」に係る保護命令の申請受理件数

北海道の「配偶者の暴力被害」に係る保護命令の申請受理件数は，年度により増減がありますが，平成２４年度は　　件で前年度に比べ約　　％，　　件増加しています。

（単位：人）

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
北海道	178				

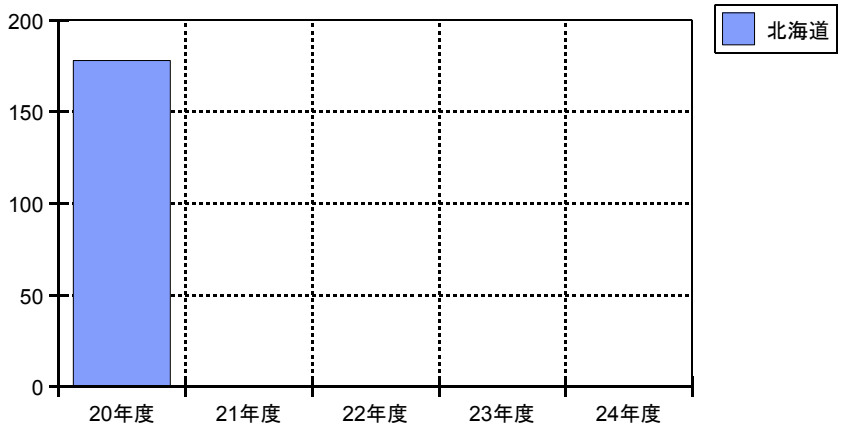

※旭川地方裁判所調べ（申請受理後に保護命令を出した件数は不明）

(3)旭川市の状況

①女性相談の件数

旭川市の女性相談件数は，旭川市女性相談室では増加傾向にあり，また，民間女性支援団体は，減少傾向となっています。

（単位：件）

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
旭川市女性相談室	903	970	1,038	1,012	1,091
民間女性支援団体	879	506	351	305	311

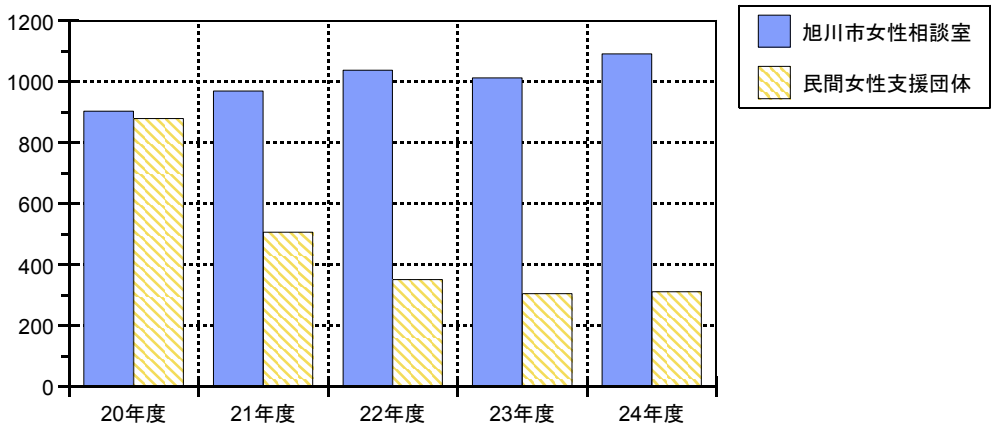

※旭川市女性相談室，民間女性支援団体（ウイメンズネット旭川）調べ

②配偶者からの暴力の相談件数

旭川市の配偶者からの暴力の相談件数は，旭川市女性相談室では横ばいで推移しています。また，民間女性支援団体においては，減少傾向となっています。

（単位：件）

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
旭川市女性相談室	93	103	96	95	92
民間女性支援団体	813	465	258	259	186

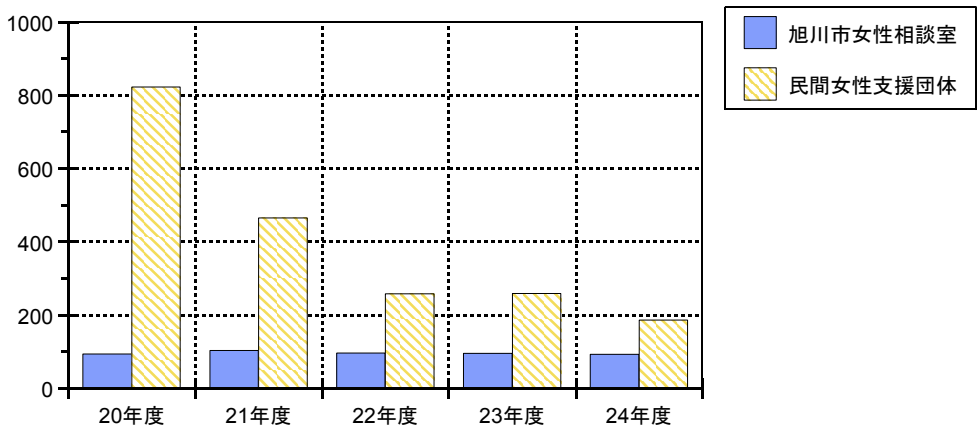

※旭川市女性相談室，民間女性支援団体（ウイメンズネット旭川）調べ

○平成２４年度旭川市女性相談室における配偶者からの暴力相談の概況（９２件）

年齢別

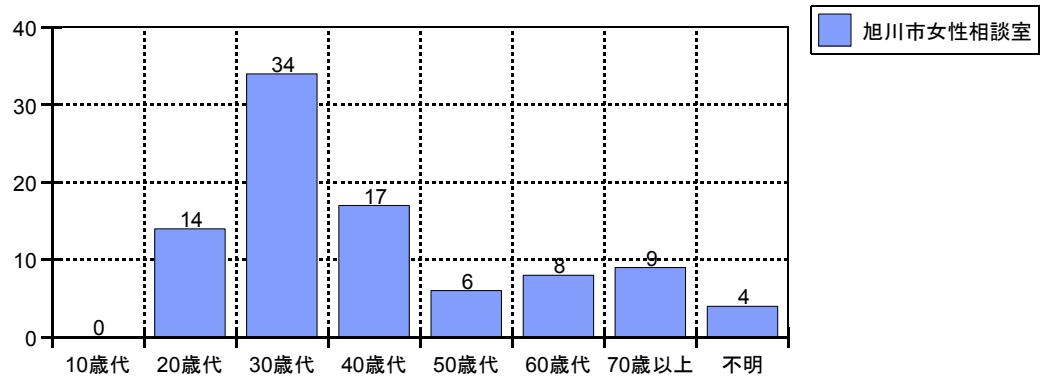

相談経路

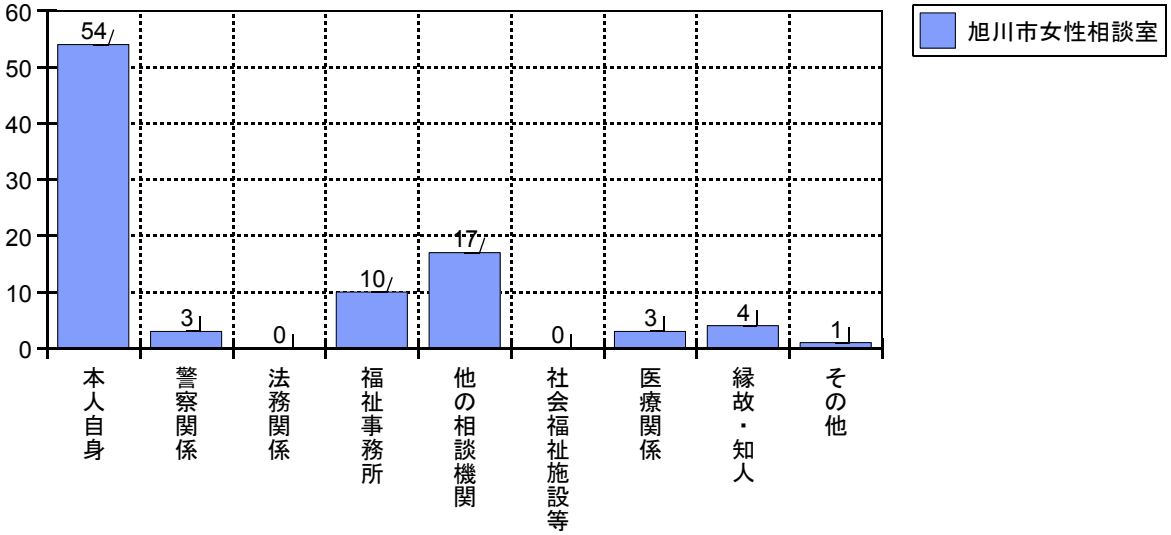

処遇状況

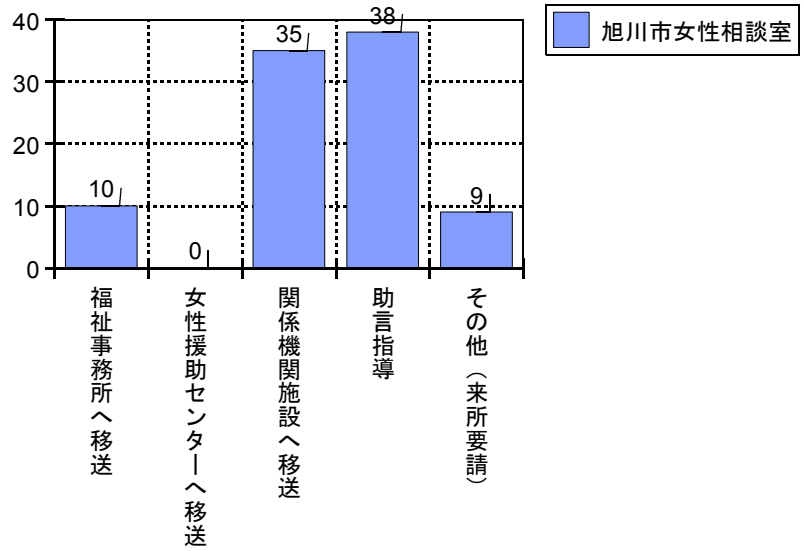

加害者との関係

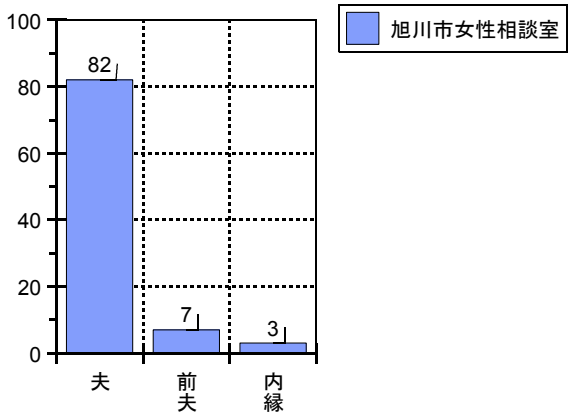

暴力の種類・警察通報の状況（複数回答）

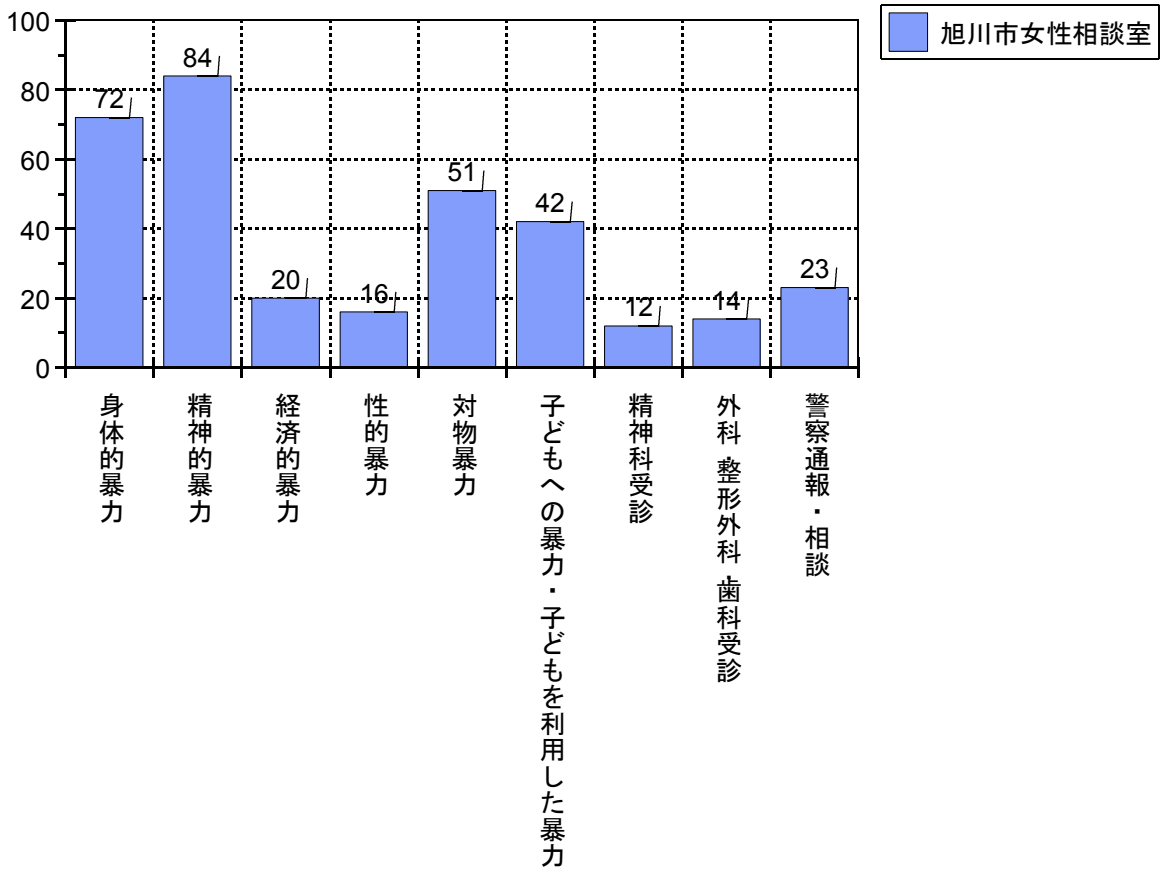

配偶者等からの暴力の状況（複数回答）

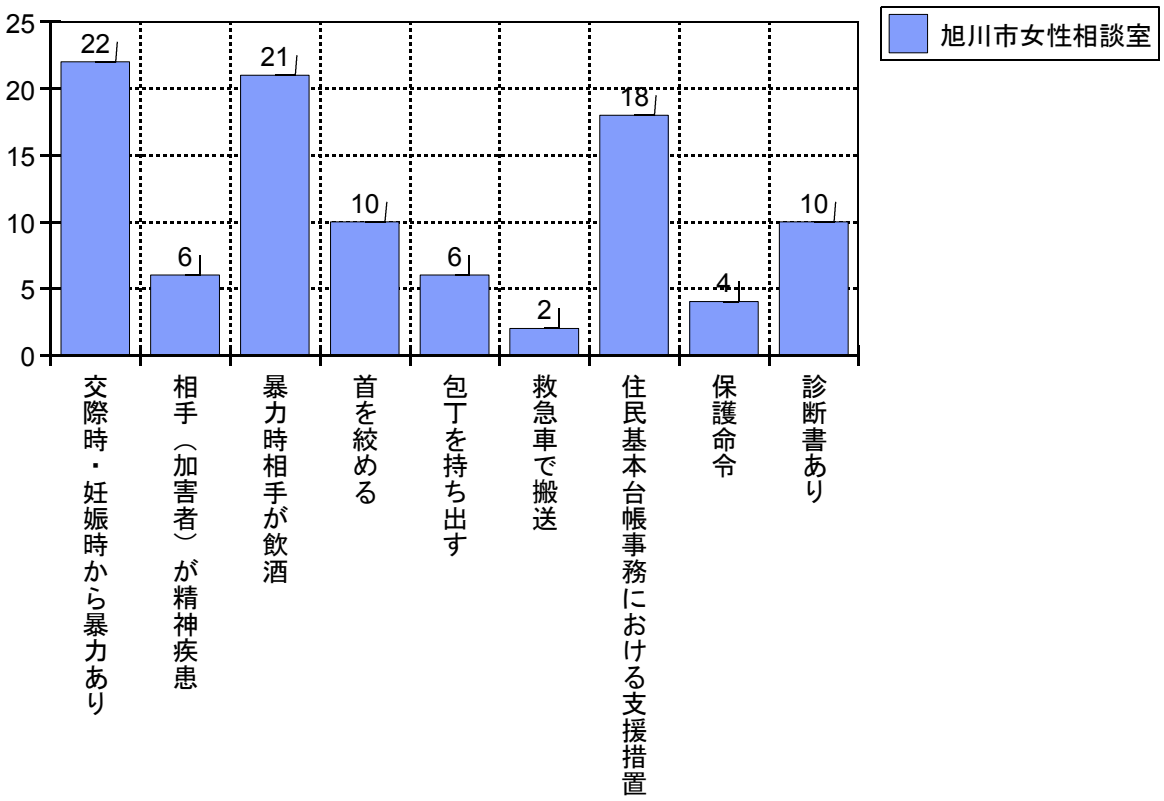

③一時保護人数（夫等の暴力を理由とした同伴家族を除く本人分）

旭川市の一時保護人数は，民間シェルター（民間一時保護施設）では，近年減少傾向であり，母子生活支援施設でも，平成２４年度に減少しています。

（単位：人）

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
民間シェルター	11	10	11	2	4
母子生活支援施設	19	13	12	13	6

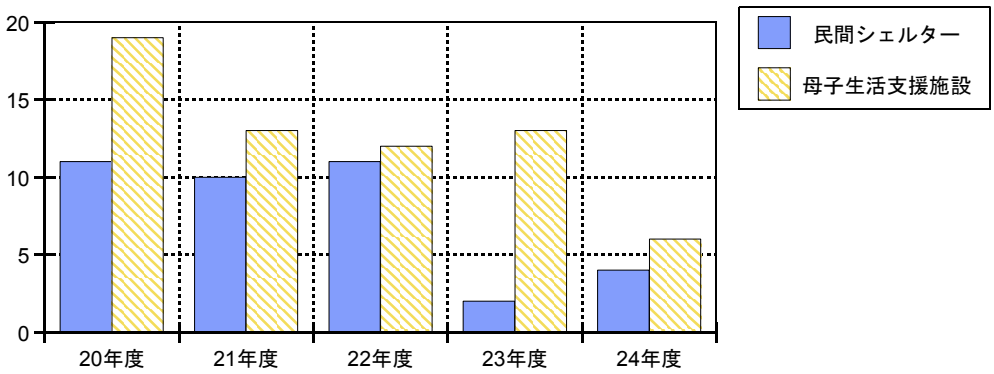

※民間シェルター（ウイメンズネット旭川），母子生活支援施設調べ

④「配偶者の暴力被害」に係る保護命令の件数（旭川地方裁判所本所管轄区域の状況）

旭川地方裁判所本所管轄区域の「配偶者の暴力被害」に係る保護命令の件数は，年度によって増減がありますが，平成２４年度は申請受理件数と申請受理後に保護命令を出した件数についても，増加しております。

（単位：人）

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
申請受理件数	20				
申請受理後に保護命令を出した件数	13				

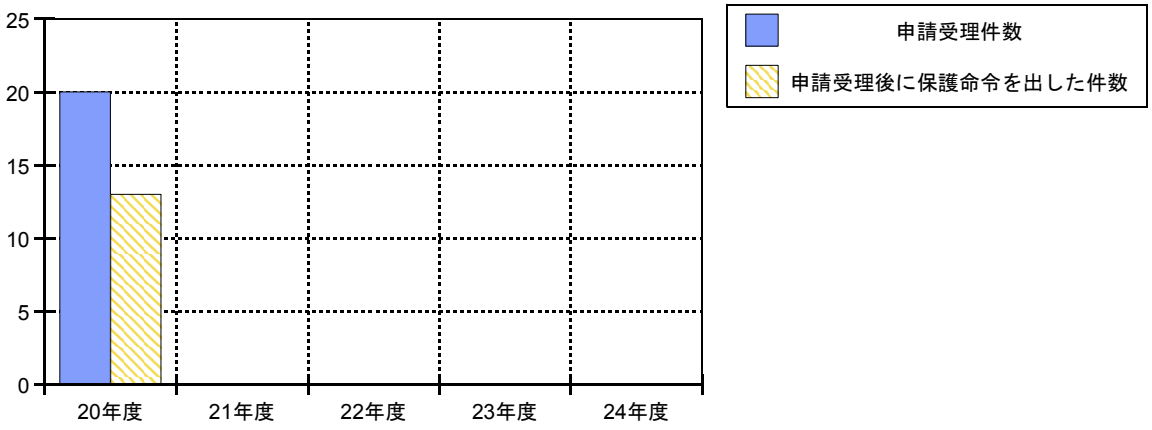

※旭川地方裁判所調べ

※旭川地方裁判所本所管轄区域は，上川支庁，留萌支庁，宗谷支庁，
空知支庁の一部（深川市，妹背牛町，秩父別町，雨竜町，北竜町，沼田町），
網走支庁の一部（紋別市，滝上町，興部町，西興部村，雄武町）

※「申請受理件数」は概数

３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ，人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが，配偶者からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず，被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また，配偶者からの暴力の被害者は，多くの場合女性であり，経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは，個人の尊厳を害し，男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し，人権の擁護と男女平等の実現を図るためには，配偶者からの暴力を防止し，被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは，女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに，配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援等の体制を整備することにより，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため，この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは，配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい，配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に，その者が離婚をし，又はその婚姻が取り消された場合にあっては，当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは，配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には，婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み，「離婚」には，婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が，事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力を防止するとともに，被害者の自立を支援することを含め，その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣，国家公安委員会，法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては，次に掲げる事項につき，次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
第二条の三　都道府県は，基本方針に即して，当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は，基本方針に即し，かつ，都道府県基本計画を勘案して，当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は，都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。
５　主務大臣は，都道府県又は市町村に対し，都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
第二章　配偶者暴力相談支援センター等
（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は，当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において，当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
２　市町村は，当該市町村が設置する適切な施設において，当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
３　配偶者暴力相談支援センターは，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため，次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について，相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため，医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては，被害者及びその同伴する家族。次号，第六号，第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため，就業の促進，住宅の確保，援護等に関する制度の利用等について，情報の提供，助言，関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について，情報の提供，助言，関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について，情報の提供，助言，関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　前項第三号の一時保護は，婦人相談所が，自ら行い，又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
５　配偶者暴力相談支援センターは，その業務を行うに当たっては，必要に応じ，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
第四条　婦人相談員は，被害者の相談に応じ，必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
第五条　都道府県は，婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
第三章　被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は，その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は，その業務を行うに当たり，配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは，その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において，その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は，前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は，その業務を行うに当たり，配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは。その者に対し，配偶者暴力相談支援センター等の利用について，その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは，被害者に関する通報又は相談を受けた場合には，必要に応じ，被害者に対し，第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに，必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は，通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは，警察法（昭和二十九年法律第百六十二号），警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより，暴力の制止，被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については，方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は，配偶者からの暴力を受けている者から，配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり，その申出を相当と認めるときは，当該配偶者からの暴力を受けている者に対し，国家公安委員会規則で定めるところにより，当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は，生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号），児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号），母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより，被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター，都道府県警察，福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は，被害者の保護を行うに当たっては，その適切な保護が行われるよう，相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は，被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは，適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が，配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に，被害者が離婚をし，又はその婚姻が取り消された場合にあっては，当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により，配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に，被害者が離婚をし，又はその婚姻が取り消された場合にあっては，当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により，その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは，裁判所は，被害者の申立てにより，その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため，当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に，被害者が離婚をし，又はその婚姻が取り消された場合にあっては，当該配偶者であった者。以下この条，同項第三号及び第四号並びに第十八

条第一項において同じ。）に対し，次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし，第二号に掲げる事項については，申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間，被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい，又は被害者の住居，勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間，被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において，同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は，被害者の申立てにより，その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため，当該配偶者に対し，命令の効力が生じた日以後，同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間，被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ，又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず，又は緊急やむを得ない場合を除き，連続して，電話をかけ，ファクシミリ装置を用いて送信し，若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き，午後十時から午前六時までの間に，電話をかけ，ファクシミリ装置を用いて送信し，又は電子メールを送信すること。

六　汚物，動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し，又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ，又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ，若しくはその知り得る状態に置き，又はその性的羞恥心を害する文書，図画その他の物を送付し，若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において，被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって，配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは，第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は，被害者の申立てにより，その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため，当該配偶者に対し，命令の効力が生じた日以後，同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間，当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。），就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい，又は当該子の住居，就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし，当該子が十五歳以上であるときは，その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において，配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは，第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は，被害者の申立てにより，その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため，当該配偶者に対し，命令の効力が生じた日以後，同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間，当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい，又は当該親族等の住居，勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては，当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては，その法定代理人の同意）がある場合に限り，することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は，相手方の住所（日本国内に住所がないとき

又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
２　前条第一項の規定による命令の申立ては，次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）
第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては，次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により，生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては，被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては，被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し，前各号に掲げる事項について相談し，又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは，次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し，又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には，申立書には，同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については，速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第十四条　保護命令は，口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ，これを発することができない。ただし，その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは，この限りでない。
２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には，裁判所は，当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し，申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において，当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は，これに速やかに応ずるものとする。
３　裁判所は，必要があると認める場合には，前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け，若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し，同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条　保護命令の申立てについての決定には，理由を付さなければならない。ただし，口頭弁論を経ないで決定をする場合には，理由の要旨を示せば足りる。
２　保護命令は，相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって，その効力を生ずる。
３　保護命令を発したときは，裁判所書記官は，速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
４　保護命令を発した場合において，申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し，又は援助若しくは保護を求めた事実があり，かつ，申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで

に掲げる事項の記載があるときは，裁判所書記官は，速やかに，保護命令を発した旨及びその内容を，当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては，申立人がその職員に対し相談し，又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は，執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては，即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は，保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において，保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り，抗告裁判所は，申立てにより，即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間，保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は，原裁判所も，この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において，同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは，裁判所は，当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては，不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において，同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは，抗告裁判所は，当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について，第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは，裁判所書記官は，速やかに，その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は，第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は，当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には，当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において，同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において，これらの命令を受けた者が申し立て，当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも，同様とする。

2　前条第六項の規定は，第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は，前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは，裁判所は，配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り，当該命令を発するものとする。ただし，当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは，当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については，同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号，第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と，同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と，同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について，当事者は，裁判所書記官に対し，事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

ただし，相手方にあっては，保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり，又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は，この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には，法務大臣は，当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き，保護命令に関する手続に関しては，その性質に反しない限り，民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか，保護命令に関する手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護，捜査，裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は，その職務を行うに当たり，被害者の心身の状況，その置かれている環境等を踏まえ，被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに，その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため，加害者の更生のための指導の方法，被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し，必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は，次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村，社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は，第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は，政令の定めるところにより，都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第一号及び第二号に掲げるものについては，その十分の五を負担するものとする。

２　国は，予算の範囲内において，次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章　罰則

第二十九条　保護命令に違反した者は，一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は，十万円以下の過料に処する。

附　則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は，公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし，第二章，第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。），第七条，第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。），第二十七条及び第二十八条の規定は，平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し，又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については，これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは，「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については，この法律の施行後三年を目途として，この法律の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条　この法律は，公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については，なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については，同項中「二月」とあるのは，「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については，この法律の施行後三年を目途として，新法の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は，公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

４　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成２０年　１月１１日
内閣府，国家公安委員会，
法務省，厚生労働省告示第１号

第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

１　基本的な考え方

配偶者からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

２　我が国の現状

平成１３年４月，法が制定され，平成１６年５月には，法改正が行われ，平成１６年１２月に施行されるとともに，基本方針が策定された。平成１９年７月に法改正が行われ，平成２０年１月１１日に施行された。

３　基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（１）基本方針

基本方針は，都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

（２）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は，第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては，それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに，都道府県と市町村の役割分担についても，基本方針を基に，地域の実情に合った適切な役割分担となるよう，あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため，都道府県については，被害者の支援における中核として，一時保護等の実施，市町村への支援，職務関係者の研修等広域的な施策等，市町村については，身近な行政主体の窓口として，相談窓口の設置，緊急時における安全の確保，地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

１　配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは，都道府県における対策の中核として，処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは，身近な行政主体における支援の窓口として，その性格に即した基本的な役割について，積極的に取り組むことが望ましい。また，民間団体と支援センターとが必要に応じ，機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

２　婦人相談員

婦人相談員は，被害者に関する各般の相談に応じるとともに，その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

３　配偶者からの暴力の発見者による通報等

（１）通報

都道府県及び市町村は，被害者を発見した者は，その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は，被害者を発見した場合には，守秘義務を理由にためらうことなく，支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

（２）通報等への対応

支援センターにおいて，国民から通報を受けた場合は，通報者に対し，被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は，被害者の意思を踏まえ，当該医療機関に出向く等により状況を把握し，被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において，配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は，暴力の制止に当たるとともに，応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

４　被害者からの相談等

（１）配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は，その訴えに耳を傾け，適切な助言を行うこと，また，面接相談を行う場合は，その話を十分に聴いた上で，どのような援助を求めているのかを把握し，問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

（２）警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には，被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか，刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても，加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり，その申出を相当と認めるときは，国家公安委員会規則で定めるところにより，必要な援助を行うことが必要である。

（３）人権擁護機関

支援センター，警察等と連携を図りながら，被害者に必要な助言，婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし，暴力行為に及んだ者等に対しては，これをやめるよう，説示，啓発を行うことが必要である。

5　被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

（１）被害者に対する援助

婦人相談所において，医師，心理判定員等，支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また，被害者が，地域での生活を送りながら，身近な場所で相談等の援助を受けられるよう，支援センターは，カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

（２）子どもに対する援助

児童相談所において，医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して，精神科医や児童心理司等が連携を図りながら，カウンセリング等を実施することが必要である。また，学校及び教育委員会並びに支援センターは，学校において，スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について，適切に情報提供を行うことが必要である。

（３）医療機関との連携

支援センターは，被害者本人及びその子どもを支援するに当たって，専門医学的な判断や治療を必要とする場合は，医療機関への紹介，あっせんを行うことが必要である。

6　被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

（１）緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において，緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう，又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は，身近な行政主体である市町村において，地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

（２）一時保護

一時保護は，配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから，夜間，休日を問わず，一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また，それぞれの被害者の状況等を考慮し，被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

（３）婦人保護施設等

婦人保護施設は，適切な職員を配置し，心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は，適切な職員を配置し，子どもの保育や教育等を含め，母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに，退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

（４）広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており，これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7　被害者の自立の支援

（１）関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し，関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに，各機関の担当者が参加して，具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また，手続の一元化や同行支援を行うことにより，被害者の負担の軽減と，手続の円滑化を図ることが望ましい。

（２）被害者等に係る情報の保護

支援センターは，住民基本台帳の閲覧等に関し，被害者を保護する観点から，加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて，情報提供等を行うことが必要である。また，住民基

本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては，閲覧等の制限の対象となっている被害者について，特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については，原則として非公開であり，その取扱いには十分な注意が求められることについて，徹底することが必要である。

（3）生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては，法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては，生活保護の申請を受けて，扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し，被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

（4）就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては，被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また，子どものいる被害者については，母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

（5）住宅の確保

公営住宅の事業主体において，被害者の自立支援のため，公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また，都道府県等においては，身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

（6）医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより，健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること，また，第三者行為による傷病についても，保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

（7）年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより，国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう，秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について，情報提供等を行うことが必要である。

（8）子どもの就学･保育等

支援センターは，被害者等の安全の確保を図りつつ，子どもの教育を受ける権利が保障されるよう，教育委員会，学校と連絡をとるとともに，被害者に対し，必要な情報提供を行うことが必要である。国においては，市町村に対し，保育所への入所については，母子家庭等の子どもについて，保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また，支援センターにおいては，住民票の記載がなされていない場合であっても，予防接種や健診が受けられることについて，情報提供等を行うことが必要である。

（9）その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど，被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため，日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また，住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8　保護命令制度の利用等

（1）保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には，申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに，保護命令の手続の中で，申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について，被害者に対し説明することが必要である。

（2）保護命令の通知を受けた場合の対応

ア　警察

速やかに被害者と連絡を取り，被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして，緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また，加害者に対しても，保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ，保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ　配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り，安全の確保や，親族等への接近禁止命令が出された場合には，当該親族等へその旨連絡すること等，保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また，

警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9　関係機関の連携協力等

（1）連携協力の方法

被害者の支援のためには，関係機関が共通認識を持ち，日々の相談，一時保護，自立支援等様々な段階において，緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

（2）関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議，被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議，実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等，重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては，都道府県又は市町村の関係機関はもとより，関係する行政機関，民間団体等について，地域の実情に応じ，参加を検討することが望ましい。

（3）関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により，関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても，検討することが望ましい。

（4）広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから，あらかじめ，近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10　職務関係者による配慮・研修及び啓発

（1）職務関係者による配慮

職務関係者は，配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で，被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は，被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は，被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また，被害者には，外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ，それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

（2）職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては，配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に，被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては，二次的被害の防止の観点が重要である。

11　苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては，申し出られた苦情について，誠実に受け止め，適切かつ迅速に処理し，必要に応じ，職務の執行の改善に反映するとともに，可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12　教育啓発

（1）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては，関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて，地域住民に対して，配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

（2）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう，学校・家庭・地域において，人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13　調査研究の推進等

（1）調査研究の推進

国においては，加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について，いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して，配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また，被害者の心身の健康を回復させるための方法等について，配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため，調査研究の推進に努める。

（2）人材の育成等

関係機関は，被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について，職務関係者に対する研修等を通じ，十分配慮することが必要である。

14　民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには，国，都道府県及び市町村と，民間団体等とが緊密に連携を図りながら，より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは，

それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ，それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第３　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

１　基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに，基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い，必要があると認めるときは，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　基本計画の策定・見直しに係る指針

（１）基本計画の策定

基本計画の策定に際しては，その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては，基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また，被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（２）基本計画の見直し等

基本計画については，基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお，計画期間内であっても，新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は，必要に応じ，基本計画を見直すことが望ましい。

５　旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄）

平成15年３月27日
条例第８号

（前文）

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で，我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は，国際社会における取組とも連動しつつ，着実に進められてきました。

しかしながら，女性に対する暴力，セクシュアル・ハラスメントや差別的取扱いなどの人権侵害あるいは性別による固定的な役割分担等とこれを反映した制度や慣行が，依然として存在しており，男女平等の実現には，なお一層の努力が必要とされています。

旭川市においても，配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや市民の意識に男女間の不平等感があるなど男女の人権が尊重され，男女平等が実現しているとはいえない状況が見られます。

一方，社会経済情勢は，少子高齢化の進展をはじめとして急速に変化しており，これに対応していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は，重要な課題となっています。

このような認識に立ち，男女共同参画社会の形成に向けて，職場，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，市，市民及び事業者が，互いに協力して男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに，男女共同参画の考え方を確認するとともに，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより，男女平等を実現し男女共同参画を推進するため，この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進に関し基本理念を定め，並びに市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより，当該施策を総合的かつ計画的に推進し，もって男女平等を実現し男女共同参画を推進することを目的とする。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画の推進は，男女が，社会のあらゆる分野において，性別に起因する暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）又はセクシュアル・ハラスメントを受けることなく，ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること，直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第13条　何人も，社会のあらゆる分野において，性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。

２　何人も，社会のあらゆる分野において，セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　何人も，社会のあらゆる分野において，直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを行ってはならない。

６　旭川市子ども･女性支援ネットワーク設置要綱

（設置）

第１条　保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２５条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会として，旭川市子ども・女性支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（業務）

第２条　ネットワークは，次に掲げる業務を行う。

（１）　要保護児童及びその保護者並びに配偶者等からの暴力被害者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換

（２）　要保護児童等に対する支援の内容に関する協議

（３）　その他ネットワークの目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　ネットワークは，別表の第１欄に掲げる関係機関等で構成する。

２　ネットワークに会長を置き，会長は旭川市子育て支援部長とする。

３　会長はネットワークを代表し，会務を総理する。

４　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（調整機関）

第４条　法第２５条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は，旭川市子育て支援部子育て相談課とする。

２　調整機関は，次に掲げる業務を行う。

（１）　ネットワークに関する事務の総括

（２）　要保護児童等に対する支援の実施状況の把握

（３）　児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

（会議の設置）

第５条　ネットワークに，代表者会議，実務者会議及びケース検討会を置く。

２　代表者会議は，別表の第２欄に掲げる者で構成し，会長が招集し，主宰する。

３　代表者会議は，ネットワークの組織及び運営の全般について協議する。

４　実務者会議は，別表の第２欄に掲げる者から推薦された者又は推薦された職にある者をもって構成し，調整機関の長が招集し，主宰する。

５　実務者会議は，代表者会議が所掌するネットワークの運営に関する事項の細部について，情報交換，協議等を行う。

６　ケース検討会は，個別の要保護児童等に関して実務を担当するネットワークの関係機関等の役職員及び構成員で構成し，調整機関の長が招集し，調整機関の長が指名する者が主宰する。

７　ケース検討会は，個別事例についての情報交換，支援方策の検討等を行う。

（守秘義務）

第６条　ネットワークの関係機関等の役職員及び構成員は，正当な理由がなく，ネットワークの職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該関係機関等の役職員でなくなった場合及びネットワークの構成員でなくなった場合においても同様である。

（公示）

第７条　ネットワークを設置したときは，次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

（１）　ネットワークを設置した旨

（２）　ネットワークの名称

（３）　調整機関の名称

（４）　ネットワークを構成する関係機関等の名称等

（５）　前号に規定する関係機関等ごとの「国又は地方公共団体の機関」，「法人」，「その他の者」のいずれに該当するかの別

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は，代表者会議において定める。

附　則

１　この要綱は平成１８年２月２０日から施行する。

２　旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱（平成１５年８月８日）は，廃止する。

附　則

１　この要綱は平成２０年５月１日から施行する。

別表

旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関等

区　　分	第　１　欄		第　２　欄
国又は地方公共団体の機関（法第25条の5第1号）	国	旭川地方法務局	人権擁護課長又はその代理人
	北海道	旭川方面旭川中央警察署	警務課長又はその代理人
		旭川方面旭川東警察署	生活安全課長又はその代理人
		旭川児童相談所	旭川児童相談所長又はその代理人
	旭川市	子育て支援部長	子育て支援部長
		総合政策部政策調整課	男女共同参画担当課長又はその代理人
		福祉保険部障害福祉課	障害福祉課長又はその代理人
		福祉保険部保護第２課	保護第１課長又はその代理人
		子育て支援部子育て支援課	子育て支援課長又はその代理人
		子育て支援部子育て支援課	青少年担当課長又はその代理人
		子育て支援部こども育成課	こども育成課長又はその代理人
		子育て支援部子育て相談課	子育て相談課長又はその代理人
		保健所健康推進課	健康推進課長又はその代理人
		教育委員会学校教育部教育指導室学務課	学務課長又はその代理人
		教育委員会学校教育部教育指導室教育指導課	教育指導課長又はその代理人
		教育委員会社会教育部社会教育課	社会教育課長又はその代理人
法人（法第25条の5第2号）	社団法人旭川市医師会		代表者又はその代理人
	社団法人旭川歯科医師会		代表者又はその代理人
	社会福祉法人旭川育児院		院長又はその代理人
	社会福祉法人旭川隣保会トキワの森		施設長又はその代理人
	旭川弁護士会		代表者又はその代理人
	社団法人旭川民間保育所相互育成会		代表者又はその代理人
	社団法人北海道私立幼稚園協会（旭川支部）		旭川支部の代表者又はその代理人
その他の者（法第25条の5第3号）	旭川市小学校長会		代表者又はその代理人
	旭川市中学校長会		代表者又はその代理人
	旭川人権擁護委員協議会		代表者又はその代理人
	旭川市民生児童委員連絡協議会		代表者又はその代理人
	ウイメンズネット旭川		代表者又はその代理人
	その他市長が指名する者		

7　旭川市女性一時保護事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は，保護を必要とする女性及び同伴児（女性が同伴している１８歳未満の児童）を施設に緊急入所させて一時保護するとともに，これらの者の生活を支援することによりその自立を促進し，併せて施設を退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

（女性の一時保護）

第２条　市長は，母子生活支援施設（以下「施設」という。）の設置者に，女性一時保護の実施を委託する。

（対象となる範囲）

第３条　配偶者のない女性及びこれに準ずる事情にある女性で，次の状況にある者とする。

（１）　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成１３年法律第３１号）第１条第１項に定める配偶者から暴力を受けた者

（２）　家庭関係の破綻，生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており，かつ，その問題を解決すべき機関が他にないために，現に保護，援助を必要とする状態にあると認められる者

（３）　生活歴，性行又は生活環境等から判断して売春を行うおそれがあると認められる者

（一時保護の要件）

第４条　一時保護は，次に掲げる者について行うこととする。

（１）　適当な宿泊先がなく，当該者に危害が及ぶことを防ぐため，一時保護することが必要であると認められる者

（２）　婦人保護施設への収容保護又は関係機関等への移送等の措置及び適当な住居が確保できるまでに，一定期間の入所が必要であると認められる者

（３）　短期間の入所を伴う指導，保護，援助が必要であると認められる者

（一時保護の制限）

第５条　市長は，一時保護を受けようとする者（以下「申込者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，一時保護を制限することができる。

（１）　感染症にかかっているか，又はその疑いがあるとき。

（２）　心身の異常等により，施設において保護することが困難であると認められるとき。

（３）　自立した生活が充分できると認められるとき。

（一時保護の申込み，決定）

第６条　申込者は，母子生活支援施設女性一時保護申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は前項の申込みがあったときは，速やかに一時保護の適否を判断するとともに，一時保護を実施することが適当であると認めたときは，女性一時保護委託（変更）依頼書（様式第２号）により，施設の設置者に対し一時保護を委託する。

（一時保護の期間）

第７条　一時保護の実施を受けている者（以下「入所者」という。）の一時保護の期間は，原則２週間以内とする。

２　前項において，市長が一時保護の継続が必要であると判断する場合は，その期間を延長することがある。

（一時保護の報告，変更）

第８条　施設の設置者は，入所者の状況及び一時保護の継続が必要である場合は，その旨を女性一時保護委託状況報告書（様式第３号）により，市長に報告しなければならない。

２　市長は，入所者の一時保護の継続が必要であると判断する場合は，女性一時保護委託（変更）依頼書（様式第２号）により，施設の設置者に一時保護の継続を依頼するものとする。

（退所等）

第９条　入所者は，第７条の一時保護の期間が満了した場合は，施設を退所しなければならない。

２　市長は，入所者の入所の理由が消滅したとき，又は入所者が第５条各号のいずれかに該当すると認めたときは，一時保護の実施を解除することができる。

（報告）

第10条　施設の設置者は，入所者が退所した後，女性一時保護委託実績報告書（様式第４号）を速やかに市長に提出しなければならない。

附　則

この要綱は，平成20年４月１日から施行する。　　※様式は省略

８　民間シェルター（緊急一時保護施設）運営事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　配偶者等から暴力を受けている女性（同伴する家族を含む。以下「被害者」という。）の保護並びに精神的な悩みの解消，生活の自立に向けた支援を行うために緊急一時保護及び相談支援を実施している民間シェルターを運営する者に対し，その運営事業に対する補助に関し，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は，次のいずれにも該当する者とする。

（１）　被害者の保護に関し，補助金交付の申請を行おうとする日の属する年度の４月１日において，被害者の緊急一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「緊急一時保護施設」という。）を旭川市内において１年間以上運営した実績を有し，今後も運営が期待できる者であること。

（２）　緊急一時保護施設が，不特定多数の者に解放されておらず，かつ，緊急一時護施設に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。

（３）　次に掲げる運営が可能な体制にあること。

イ　入所者を二週間以上継続して入所させること。

ロ　入所者に対して食事（調理のための設備を有する緊急一時保護施設にあっは，食材を含む。）及び被服を提供すること。

ハ　入所者の処遇について，北海道立女性相談援助センターと連携を図ること。

ニ　夜間を含め，速やかに入所者と連絡を取ること。

（４）　借家又はアパート等を賃貸借契約に基づき借り上げて，当該借家又はアパート等を緊急一時保護施設として被害者の利用に供している者であること。

（補助金交付の対象及び補助金の額）

第３条　補助金は，緊急一時保護施設の借上げに要する別表に掲げる経費に対し，予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は，民間シェルター（緊急一時保護施設運営事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して，市長に申請しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第２号）

（２）　収支予算書（様式第３号）

（３）　緊急一時保護施設を借り上げるために締結した賃貸借契約書の写し

（４）　その他市長が必要と認めた書類

（補助金交付の決定）

第５条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請の内容を審査し適当と認めたときは，補助金の交付を決定し，申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第６条　補助金の交付を受けようとする者で，概算払いを受けようとするときは，次に掲げる事項を記載した申請書を提出し，承認を受けなければならないものとする。

ア　補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は，所在地，名称及び代表の氏名）

イ　補助事業の名称

ウ　補助金の交付決定額

エ　概算払いを受けようとする補助金の額，交付の時期及びその算出の基礎

オ　概算払いを必要とする理由

カ　その他必要と認める事項

（書類の整備）

第７条　補助金の交付を受けた者は，費用の収支その他事業に関する書類及び帳簿を備え，これを整備しておかなければならない。

（調査及び報告）

第８条　市長は，補助の適正を期すため，必要があるときは補助金の交付を受けた者に対して事業内容を報告させ，又は吏員に帳簿その他の物件を調査させることがきる。

（事業報告）

第９条　補助金の交付を受けた者は，当該事業終了後，速やかに，事業報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　事業実施書（様式第５号）

（２）　収支決算書（様式第６号）

（３）　その他市長が必要と認めた書類

（事業の変更等の報告）

第９条の２　補助金の交付を受けた者は，民間シェルターの運営に関し，第４条の規定により届け出た内容を変更又は中止しようとするときは，市長に報告しなけれならない。

（額の確定の通知）

第10条　市長は，第９条の規定による事業報告書が提出されたときは，当該事業報告書の審査を行い，その結果補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，補助金確定通知書（様式第７号）により，補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助金の目的外使用の禁止）

第11条　補助金の交付を受けた者は，当該補助金をその目的以外に使用してはならない。

（補助指令の取消し及び補助金の返還）

第12条　補助金の交付を受けた者が，第８条，第９条，同条の２若しくは第11条の規定に違反し，又は補助することが不適当と認めたときは，市長は補助金交付の指令を取り消し，又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

附　則

この要綱は，平成１１年４月１日から施行する。

この要綱は，平成１４年４月１日から施行する。

この要綱は，平成１７年４月１日から施行する。

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

別表

緊急一時保護施設の借上げに要する経費	家賃，共益費，管理費その他借家又はアパート等の共有部分の維持管理のための費用

※様式は省略

９　旭川市DV及びストーカー行為等の被害者の保護に関する住民基本台帳事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法　律第３１号。以下「DV 防止法」という。）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力，及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号。以下「ストーカー規　制法」という。）第７条に規定するストーカー行為等，及び児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号。以下「児童虐待防止法」という。）第２条に規定する児童虐待，及びこれらに準ずる行為の被害者からの申出により，その被害者及び加害者をあらかじめ把握することで，加害者が住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して，被害者の住所を探索することを防止し，もって被害者の保護を図るため，法，住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和６０年自治省令第２８号），戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和６０年法務省・自治省令第１号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年自治振第１５０号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づき，住民基本台帳事務における支援措置の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（支援措置の対象者）

第２条　支援措置の対象者は，旭川市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者(旭川市の住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた者を含む。)であって，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　DV 防止法第１条第２項に規定する被害者であり，かつ，暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者

（２）　ストーカー規制法第７条に規定するストーカー行為等の被害者であり，かつ，更に反復してつきまとい等をされるおそれがある者

（３）　児童虐待防止法第２条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり，かつ，再び児童虐待を受けるおそれがある者又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者

（４）　その他前３号までに掲げる者に準ずる者

２　前項の規定に該当する者が，その者と同一の住所を有する者についても併せて支援措置の実施を求めた場合には，支援措置の対象とする。

（支援措置の申出）

第３条　支援措置を受けようとする者は，支援措置申出書（様式第１号）により申出をするものとする。

２　代理人により申出をする場合は，法定代理人については戸籍謄本その他その資格を証明する書類を，任意代理人については委任状等の指定の事実を確認するに足りる書類の提示を求める。

　また，前条第１項第３号の被害者については，児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長，里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において，児童相談所長，児童福祉施設の長，里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）が申出をする場合は，当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足りる書類の提示を求める。

３　前２項の規定により申出があったときは，申出者及び代理人の本人確認のため，運転免許証等の身分証明書の提示を求めることとするが，口頭質問によりこれを行うことを可とする。

（他市町村への転送）

第４条　前条の規定により市が最初に申出を受付し，申出者が他の市町村に対しても支援措置を求めた場合は，申出書にその旨を記載させる。申出の結果，第６条の規定により支援措置の必要性があることを確認した場合は，申出書の写しを支援措置転送書（様式第２号）により当該他市町村に転送する。

（他市町村からの転送）

第５条　他の市町村から支援措置の実施を求める文書を受けた場合は，第３条に規定する支援　措置の申出があったものとして支援措置を講ずる。ただし，警察，配偶者暴力相談支援センター，児童相談所等（以下「相談機関等」という。）の意見を聴き支援措置の必要性がないことを確認した場合は，その結果を支援措置決定通知書（様式第５号）により申出者に通知する。

（支援措置の必要性確認）

第６条　市長は，第３条に規定する支援措置の申出があったとき，又は第８条ただし書に規定する支援措置の延長の申出があったときは，申出者が支援対象者に該当し，かつ，加害者が申出者並びに申出者と同一の住所を有する者の住所の探索を目的として住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて，裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めて確認をし，それらの書類がない場合については，次により相談機関等の意見を聴き支援の必要性の確認をする。

（１）　申出者が事前に相談機関等に相談している場合であって，当該申出者（被害者）について相談機関等から事前に電話等で支援措置に関する意見の報告を受けているときは，申出者が提出する申出書の相談機関等の意見欄により相談機関等の意見を確認する。

また，相談機関等から事前に電話等の連絡がない場合で，申出者が提出した申出書に相談機関等の意見が付されている場合は，当該相談機関等に電話により当該意見が間違いないことを確認する。

なお，申出書に相談機関等の意見が付されていないが，申出者が相談先の欄に相談機関等の連絡先を記入している場合は，当該相談機関等に電話で連絡の上，書面（様式第４号）により意見を聴取する。

（２）　申出者が事前に相談機関等に相談していない場合は，相談機関等への相談を促すとともに，事後，相談機関等に申出書を送付し書面（様式第４号）により意見を聴取する。

２　前項の規定にかかわらず，申出者が，その生命又は身体に危害を受けるおそれがある場合については，ただちに市長の判断により支援措置を講ずることができる。この場合，事後，相談機関等に対しその事実関係の確認をする。

（支援措置の決定）

第７条　市長は，前条の規定に基づき支援の必要性の有無について確認した場合は，支援措置の可否を決定し，支援措置決定通知書（様式第５号）により申出者に通知する。

２　前項において，支援措置を行うという決定をした場合は，直ちに支援対象者に係る住民票及び戸籍の附票の交付制限の措置を行うための住民基本台帳オンライン及び戸籍総合システム上の入力処理を行う。

（支援措置の期間）

第８条　支援措置の期間は，前条の規定により支援措置の可否を申出者に通知した日から起算して１年とする。ただし，支援対象者が引き続き支援を受けようとする場合は，支援措置申出書（様式第１号）により支援措置の期間終了の１か月前から支援措置の延長の申出ができるものとする。

（支援措置の終了）

第９条　市長は，次に掲げる各号のいずれかに該当したときは支援措置を終了する。

（１）　支援対象者から，支援措置解除届（様式第６号）により支援の終了を求める旨の申出を受けたとき。この場合において，他の市町村においても支援を行っているときは，当該他市町村に対し支援措置解除届の写しを支援措置転送書（様式第２号）により転送する。

（２） 支援措置の期間が満了し，支援対象者から支援の延長の申出がなかったとき。

（３） 前２号に定めるもののほか，支援の必要性がなくなったと市長が認めたとき。この場合において，他の市町村においても支援を行っているときは，当該他市町村に対し支援の必要性がなくなったと認めた旨を文書等で連絡する。

２ 第２条第２項で規定する者に対する支援措置は，同条第１項で規定する者に対する支援措置の終了に伴い終了するものとする。

（支援措置の終了通知）

第１０条 市長は，前条第１項第２号及び第３号の規定により支援を終了したときは，申出者に対し，支援措置終了通知書(様式第３号）を送付するものとする。

（支援措置の内容）

第１１条 市長は，支援措置として住民基本台帳の一部の写しの閲覧について，支援対象者に係る部分を除外又は抹消して住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することができるほか，次に掲げる者からの申出については，当該各号に定める取扱いとする。

（１） 加害者からの申出の場合，法第１１条の２第１項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。なお，閲覧者，閲覧事項取扱者の中に加害者が含まれている場合についても，同様の対応とする。

（２） 支援対象者本人からの申出の場合，対象となる住民が氏名等により特定されているものであるため，閲覧制度ではなく，住民票の写しの交付制度により対応する。

（３） 第三者（加害者及び被害者以外の者をいう。以下同じ。）からの申出の場合，加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう，十分留意して厳格に本人確認を行う。また，加害者の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう，利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行う。

なお，加害者が国又は地方公共団体等の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため，法第１１条に基づく請求であっても，閲覧者については，十分留意して厳格に本人確認を行う。

２ 市長は，支援措置として支援対象者に係る住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付を制限するものとし，消除された住民票及び戸籍の附票並びに改製前の住民票及び戸籍の附票についても同様の交付制限を行うほか，次に掲げる者からの請求又は申出については，次の各号に定める取扱いとする。

（１） 加害者からの請求又は申出の場合，不当な目的があるものとして請求を拒否し，又は法第１２条の３第１項各号に掲げる者に該当しないものとして申出を拒否する。ただし，請求事由又は利用目的を厳格に審査した結果，請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には，交付する必要がある機関等から交付請求を受ける，又は加害者に了解を得て交付する必要がある機関等に市長が直接交付する，又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により，加害者に交付せず対応する。

（２） 支援対象者本人からの請求の場合，加害者が支援対象者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため本人確認を厳格に行うこととし，代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めない。ただし，特別の必要がある場合には，あらかじめ代理人又は使者を支援対象者と取り決める，又は支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で，代理人又は使者の本人確認を厳格に行い請求を認める。

（３） 第三者からの申出の場合，加害者が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため本人確認を厳格に行うとともに，加害者からの依頼を受けた第三者からの申出を防ぐため，利用目的に係る関係文書の提示を求めるなど厳格に審査する。また，国又は地方公共団体の職員や弁護士等による職務上の請求については，職務上の請求である旨に加え，提出先がある場合はその提出先，使用目的や使用事務等を適宜確認し，被害者の住所情報が加害者に漏れるおそれがないことを確認する。ただし，市長が当該措置を不要と認める者についてはこの限りではない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年３月１７日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年１２月１７日から施行する。

１０　旭川市DV及びストーカー行為等の被害者の保護に関する税務事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は，旭川市ＤＶ及びストーカー行為等の被害者の保護に関する住民基本台帳事務取扱要綱（以下「住基要綱」という。）に基づく支援対象者について，当該支援対象者の税証明等及び再発納付書に係る支援措置（以下「税関係支援措置」という。）に係る税務事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより，加害者等が支援対象者に係る税情報の不当な目的への利用を防止することを目的とする。

（用語）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　支援対象者住基要綱第７条第１項の規定による住民基本台帳に係る支援措置の決定を受けた者（住基要綱第５条の規定により住民基本台帳に係る支援措置が講じられる者を含む。）をいう。

（２）加害者等支援対象者に対し，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条第１項に規定する身体に対する暴力等，ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第７条に規定するストーカー行為等，児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待並びにこれらに準ずる行為を行う者及びその委任を受けた者をいう。

（３）　税証明等地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び旭川市税条例（昭和４３年旭川市条例第２０号）に規定する市税の賦課徴収に係る諸証明並びに旭川市国民健康保険条例（昭和３４年旭川市条例第５号）に規定する国民健康保険料の徴収に係る諸証明をいう。

（４）再発納付書旭川市税条例第２条第３号に規定する納付書を亡失又は汚損した者から再交付の請求を受け発行した納付書をいう。

（期間）

第３条　税関係支援措置の期間は，住基要綱第７条第１項の規定による住民基本台帳に係る支援措置を決定した日から，住基要綱第９条の規定による住民基本台帳に係る支援措置を終了した日までとする。

（内容）

第４条　税関係支援措置のうち，税証明等の交付に係るものについては，次の各号に掲げる取扱いとする。ただし，市長が当該取扱いを不要と認める者については，この限りでない。

（１）　支援対象者本人から請求がなされた場合は，税証明等を交付する。ただし，なりすましによる誤った交付を防ぐため，本人確認を厳格に行うものとする。

（２）　国若しくは地方公共団体の職員又は弁護士その他の法令に基づく資格を有する者による職務上の請求がなされた場合は，利用目的を証する書面の提示を求めるなどその使用事務等を適宜確認し，支援対象者の住所情報が加害者等に漏れるおそれがない場合に限り，税証明等を交付する。

（３）　前２号に掲げる者以外の者から請求がなされた場合は，税証明等は交付しない。

２ 税関係支援措置のうち，再発納付書の交付に係るものについては，次の各号に掲げる取扱いとする。ただし，市長が当該取扱いを不要と認める者については，この限りでない。

（１）　支援対象者本人から請求がなされた場合は，再発納付書を交付する。この場合においては，前項第１号ただし書の規定を準用する。

（２）　支援対象者本人以外から請求がなされた場合は，住所を非表示とした再発納付書を交付する。ただし，当該請求が旭川市支所設置条例（昭和３０年条例第１４号）に規定する支所においてなされた場合については，再発納付書は交付しない。

（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年５月１０日から施行する。

「旭川市配偶者等からの暴力防止
及び被害者支援に関する基本計画」

発　　行　旭川市
〒070-8525　旭川市６条通９丁目
http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/
発行年月　平成２６年（２０１４年）３月
編　　集　総合政策部政策調整課
TEL 0166-25-5358　FAX 0166-23-8217
子育て支援部子育て相談課
TEL 0166-25-9107　FAX 0166-25-2234